

伊勢崎市国土強靱化地域計画

令和4年3月

伊勢崎市

我が国では、地球規模での気候変動に伴って自然災害が激甚化や頻発化し、全国各地で毎年、甚大な被害をもたらしております。本市においても平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成 26 年 2 月の大雪、令和元年 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）などによる被害が発生し、市民生活への影響が顕在化しております。

こうした状況下において地方自治体では、平時から想定される大規模自然災害等の発生に備えて都市基盤整備や公共施設の耐震化などによるハード面の対策と、高齢者や障害者をはじめとした要配慮者の皆様の安全確保、避難所における感染症対策などのソフト面の対策を継続的に取り組む必要があります。また、これまで自然災害による被害が比較的少ない本市ではありますが、市民や事業者の皆様におかれましても日頃から「自分の身は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という意識をもって行政（公助）との協働により、災害への備えに取り組むことが重要となります。

本市では、大規模自然災害等の発生に備えて、市民の生命・財産を守るとともに、被害を最小限にとどめ、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた都市を目指して、「国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月施行）」、「国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月策定）」、「群馬県国土強靱化地域計画（平成 29 年 3 月策定）」に基づき、「伊勢崎市国土強靱化地域計画」を策定しました。

本計画は、将来都市像を「大規模自然災害に備えて、市民の生命と財産を守り、いつまでも安心・安全で持続可能なまち」と掲げ、国土強靱化に関する他の分野別計画の指針として必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧と復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

今後は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を守ることを最優先に、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念として、国や県、周辺自治体などと連携を図り、あらゆる世代、すべての地域、多様な立場の皆様と共に、安心して安全に暮らせる未来に咲き誇る伊勢崎市を創生してまいります。

今後とも市政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和 4 年 2 月

伊勢崎市長

臂 泰雄

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の策定手順及び構成	3
5 地域特性	4
(1) 自然特性	4
(2) 社会・経済特性	5
第2章 強靱化の基本的な考え方	6
1 目指すべき将来都市像	6
2 基本目標	6
3 事前に備えるべき目標	6
4 計画の基本的な方針	7
(1) 取組姿勢	7
(2) ハード、ソフト両面での取組による「被害の軽減」	7
(3) 重点配分対象となる国庫補助等の有効活用による「防災・減災対策の加速化」	7
(4) 移住・定住、企業立地の促進による「持続可能な地方都市づくりの推進」	7
第3章 脆弱性の分析・評価及びリスクへの対応方策	9
1 対象とする自然災害	9
(1) 大規模地震・液状化	9
(2) 風水害（豪雨、竜巻・突風、暴風雪・大雪）	11
(3) 猛暑による被害	14
2 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	15
3 施策分野	16
4 重点化するリスクシナリオの選定	17
5 リスクシナリオ別の脆弱性の分析・評価及びリスクへの対応方策	19
【目標1】 人命の保護が最大限図られる	20
【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	46
【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する	58
【目標4】 経済活動を機能不全に陥らせない	60
【目標5】 ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	66
【目標6】 制御不能な二次災害を発生させない	74
【目標7】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	86
6 国・県、周辺自治体等との連携	94
第4章 計画の推進体制	95
1 計画の進行管理（事業・KPI）	95
2 計画の見直し（改定）	95
＜資料編＞	
マトリクス表	97
主な重要業績指標（KPI）一覧	100
緊急輸送道路（災害時に通行を確保すべき道路）	103
用語解説	106
計画の策定体制	110
計画の策定経過	114
＜別冊資料＞	
アクションプラン	

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定されました。

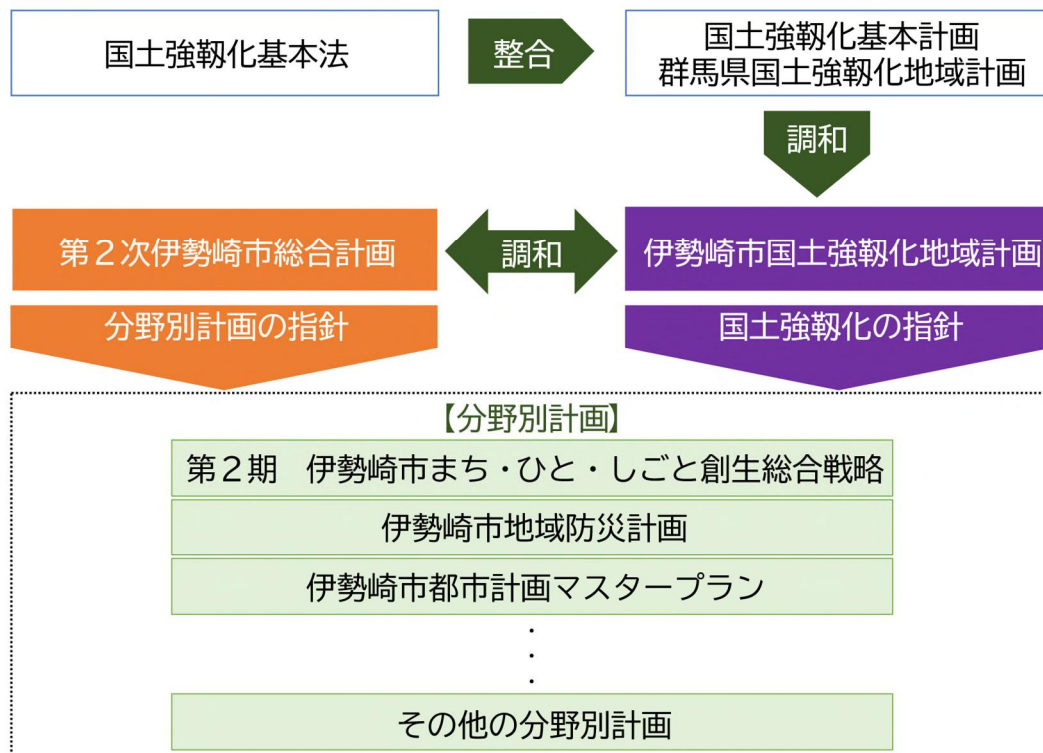
また、群馬県においても、基本計画との調和を保ちながら、県の国土強靱化を推進するための指針として、平成29年に「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）が策定されました。

このような中、本市においても、大規模自然災害等の発生に備えて、市民の生命・財産を守るとともに、被害を最小限にとどめ、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた都市づくりを目指して、「伊勢崎市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を、「持続可能な地方都市づくりに向けたまちづくりの指針」として策定するものです。

2 計画の位置づけ

基本法第13条及び第14条に基づき、基本計画・県計画、第2次伊勢崎市総合計画との調和を図るとともに、国土強靱化に関する事項は、地域防災計画など各分野別計画の指針となります。

■地域計画の位置づけ



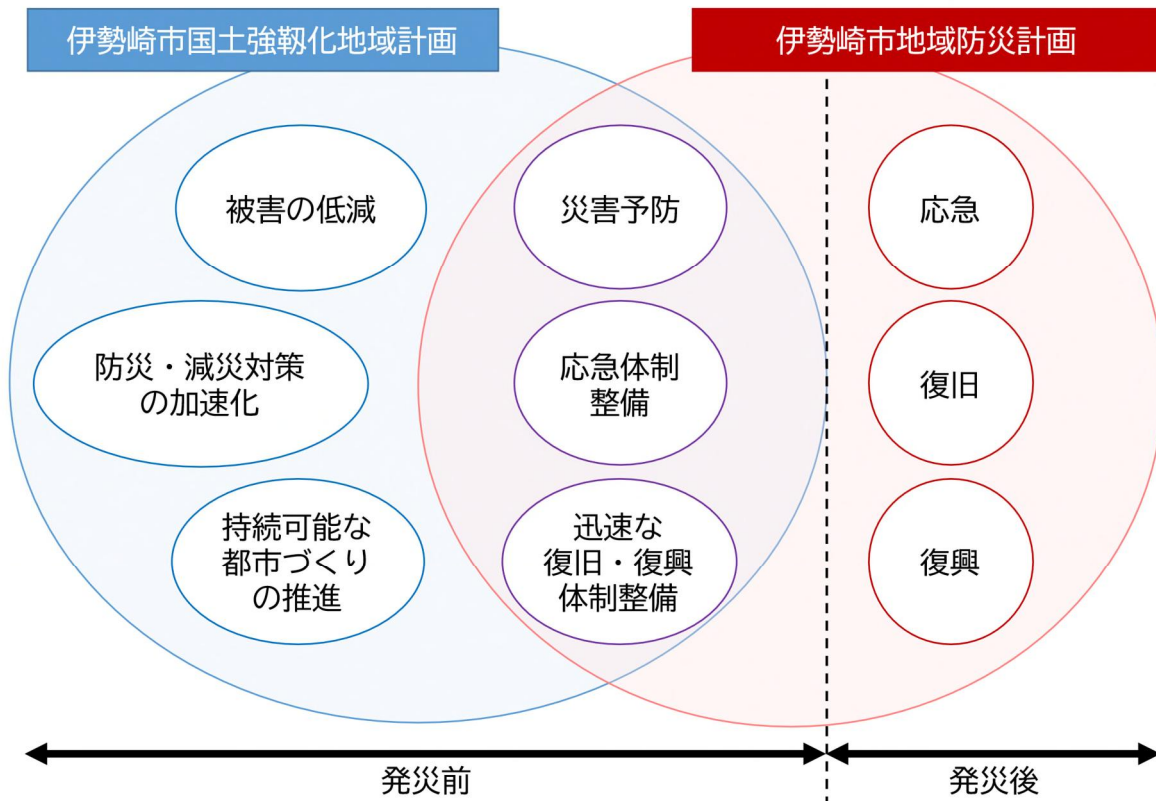
●地域計画と地域防災計画の関係

地域防災計画は、自然災害等から、市民の生命・身体及び財産を守るため、地震や風水害などの「リスク」を特定し、発災前の「災害予防」、発災時の「応急対策」、発災後の「復旧復興」の体制等を定めた災害対応の要となる計画です。

一方、国土強靱化地域計画は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、本市を強さとしなやかさを備えた災害に強いまちとするため、地域で想定される「あらゆる自然災害」を見据えた平時の取組を位置づけた計画です。

■国土強靱化地域計画及び地域防災計画の主な違い

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	平時	発災前・発災時・発災後

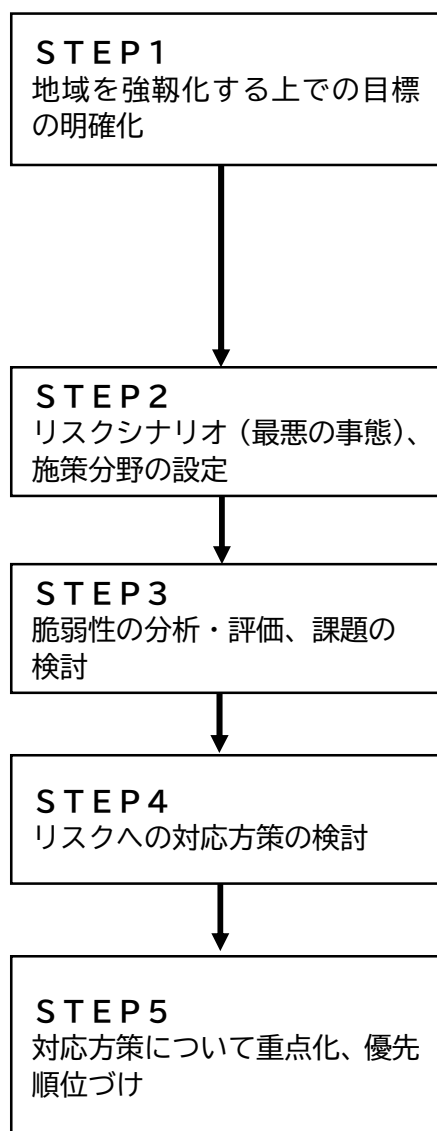


3 計画期間

令和4年度を始期に、計画期間を5年（令和8年度まで）とします。なお、国の基本計画や県計画の見直し、社会経済情勢の変化、施策の進捗等に合わせて所要の変更を行います。

4 計画の策定手順及び構成

本地域計画は、以下の手順で検討を進め、右側の章立ての構成で記載しています。



1. 総論

- 計画の策定趣旨、計画の位置づけなど
- 自然特性、社会・経済特性

2. 強靱化の基本的な考え方

- 目指すべき将来都市像
- 強靱化を進める上での4つの「基本目標」及び7つの「事前に備えるべき目標」
- 計画の基本的な方針

3. 脆弱性の分析・評価及びリスクへの対応方策

- 計画の対象とする自然災害
- 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- 施策分野、重点化するリスクシナリオの選定
- 24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策」

4. 計画の推進体制

- 計画の進捗管理（事業・KPI）
- 計画の見直し（改定）

【別冊資料】

- ・アクションプラン

5 地域特性

(1) 自然特性

ア 地勢

本市は、群馬県南部、関東平野の西北部に位置し、東西が13.1km、南北が18.4km、面積は139.44km²です。市役所（本庁）の位置は、東経139度11分、北緯36度18分にあり、前橋市、高崎市、桐生市、太田市といった群馬県の主要都市に囲まれ、その中央部に位置しています。

赤城山麓の南面に位置し、北部に一部丘陵地があるほか、全体としてはほぼ平坦地であり、南部には利根川が流れ、その支流である広瀬川、粕川、早川などの河川がほぼ南に向かって流れています。

イ 地質

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布しています。また、県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布しています。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれます。

地質構造では、西隣の長野県内を糸魚川－静岡構造線が通り、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる柏崎－銚子線が県北部から南東部にかけて分布しています。

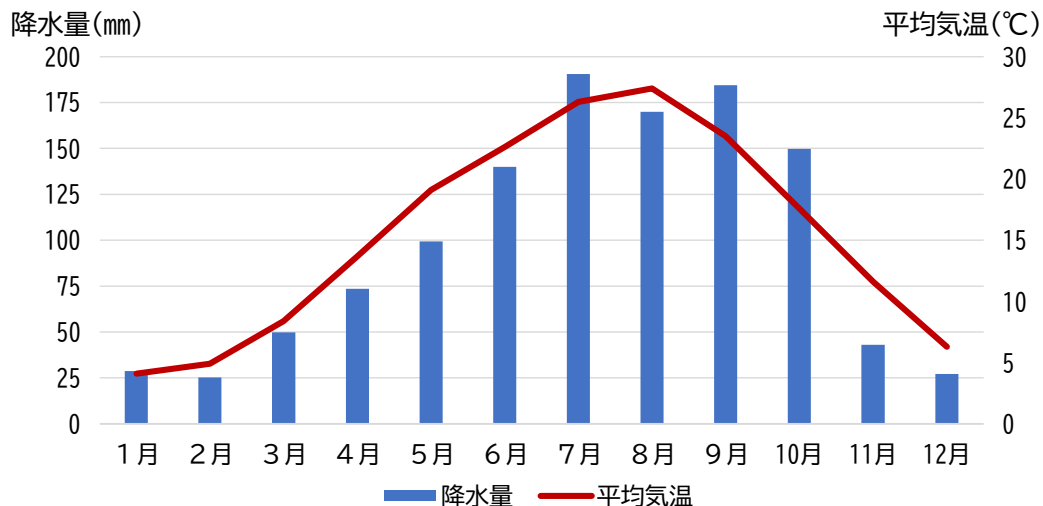
ウ 気象

伊勢崎市の年平均気温は15.5℃で、年間降水量は1,176.5mmとなっています。

北から西にかけて、赤城、子持、榛名などの諸峰が屏風のように連なり、冬は北西の季節風（からっ風）が強く吹きます。夏は雷雨が多く、大地に潤いを与え、農作物に好影響を及ぼしています。

大規模な被害をもたらす気象災害は、主に台風や梅雨前線による風水害で、その他局地的に晩霜や降雹^{ひょう}、大雪等の自然災害が発生します。

■降水量と平均気温グラフ（伊勢崎観測所）



出典：気象庁「伊勢崎 平年値（年・月ごとの値） 主要要素（1998～2020）」をもとに作成

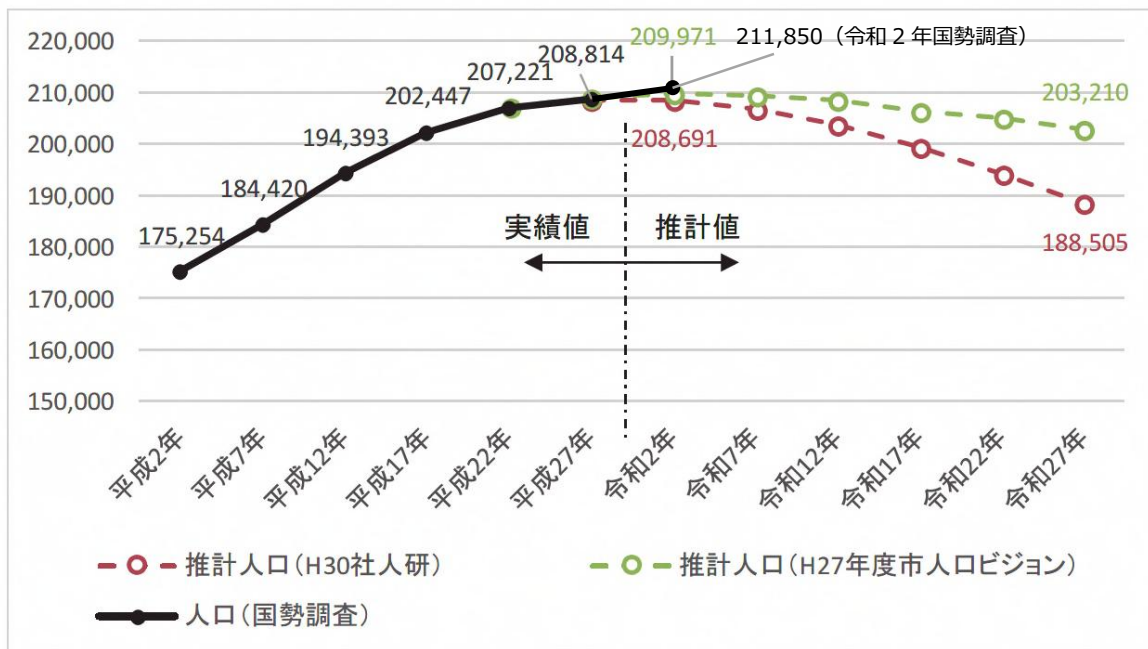
(2) 社会・経済特性

ア 人口

本市の将来人口は、平成 27 年度に策定した「伊勢崎市人口ビジョン」で令和 2 年にピークを迎える推計となっています。平成 27 年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計人口（平成 30 年 3 月公表）では、平成 27 年をピークに減少に転ずると見込まれています。

※令和 2 年度国勢調査による本市の人口は、211,850 人であり増加傾向が継続しています。

■将来人口の見通し



出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口

平成 30 (2018) 年推計 国立社会保障・人口問題研究所

イ 交通

本市は、JR 両毛線と東武伊勢崎線が結節する鉄道交通の要衝であるとともに、北関東自動車道が東西に横断し、伊勢崎インターチェンジ、波志江 P A スマートインターチェンジが設置されています。

また、東部を貫通する国道 17 号上武道路、南北を結ぶ国道 462 号と主要地方道伊勢崎大間々線、さらに北に国道 50 号、南に国道 354 号が東西に横断しています。そのほか主要地方道が市の中心部から放射線状に伸びており、交通アクセスに恵まれています。

ウ 産業経済

平成 27 年の産業分類別の就業人口の構成比をみると、第三次産業が約 59%、第二次産業が約 37%、第一次産業が約 4%となっています。本市は、群馬県全体に比べて第二次産業就業者の割合が高くなっています。

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 目指すべき将来都市像

第2次伊勢崎市総合計画の将来都市像等を踏まえて、目指すべき将来像を次のとおり定めます。

「大規模自然災害に備えて、市民の生命と財産を守り、
いつまでも安心・安全で持続可能なまち」

2 基本目標

国の基本計画や県計画に基づき、次の4つの基本目標を設定しました。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

3 事前に備えるべき目標

県計画に基づき、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、次の7つの事前に備えるべき目標を設定しました。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
6. 制御不能な二次災害を発生させない
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 計画の基本的な方針

本市の強靱化を進めるにあたっての基本的な方針は、国の基本計画や県計画を踏まえて、次のとおり定めます。

本市の取組に当たっては、国や県、他の自治体、民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

(1) 取組姿勢

- ・本市の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたること。
- ・時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ・本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえつつ、取組にあたること。

(2) ハード、ソフト両面での取組による「被害の軽減」

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、他の自治体、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 重点配分対象となる国庫補助等の有効活用による「防災・減災対策の加速化」

- ・少子高齢化や人口減少等に起因する市民ニーズの多様化、社会資本の老朽化等を踏まえて、国庫補助や起債などの財源の効率的な活用により施策の重点化を図ること。
- ・既存の公共施設や社会資本の有効活用等により維持管理費用を縮減しつつ、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、国の施策や民間資金の積極的な活用を図ること。

(4) 移住・定住、企業立地の促進による「持続可能な地方都市づくりの推進」

- ・本市の地理的条件や地域特性を活かして、安心安全で持続可能な都市基盤整備を進めること。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、市内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・女性や高齢者、子ども、障害者、外国人などあらゆる世代や国籍の市民が多様性を認めあい、誰もが活躍できる「SDGsによる共生」を目指す施策を講じること。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）に対応した都市づくり

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとされています。

本市のこれからの都市づくりは、このSDGsが掲げる開発目標への貢献も念頭に取り組むことが求められます。

■持続可能な開発目標 17のゴール



出典：国際連合広報センター

第3章 脆弱性の分析・評価及びリスクへの対応方策

1 対象とする自然災害

(1) 大規模地震・液状化

ア 過去の主な地震被害

本市において過去に発生した地震被害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりです。

■平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震【東日本大震災】

概要	<p>3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。また、この地震に伴い、福島県相馬市で高さ9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で高さ8.6m以上の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測した。この地震(津波及び余震を含む)により、死者15,401人、行方不明8,146人、全壊家屋112,490棟などの甚大な被害を生じた(H23.6.9現在、緊急災害対策本部による)。国内観測史上最大規模の地震であった。</p> <p>(出典：気象庁災害時自然現象報告書2011年第1号災害時地震・津波速報平成23年東北地方太平洋沖地震)</p>
震源	三陸沖：北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km
規模	マグニチュード9.0
市内震度	5弱
伊勢崎市の被害状況	重傷者4名、軽傷者2名、家屋一部損壊2,706戸、文教施設損壊34箇所、病院損壊1箇所、橋梁損壊1箇所、清掃施設損壊1箇所、ブロック塀等損壊73箇所
県内被害状況	死者1人、負傷者39人、半壊7戸、一部損壊17,675戸、文教施設損壊286箇所、病院損壊3箇所、道路損壊36箇所、橋梁損壊6箇所、清掃施設損壊1箇所、崖崩れ9箇所、鉄道不通3箇所、水道断水1,720戸、通信被害9,598箇所、ブロック塀等損壊1,106箇所、火災2件

イ 地震被害想定

群馬県は、地震被害想定調査を行い、平成24年6月に結果を公表しました。

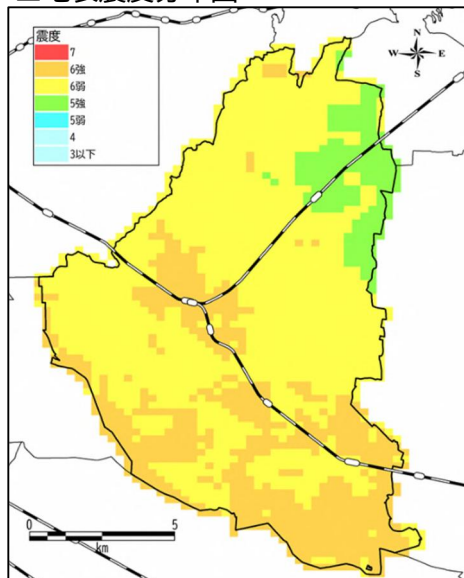
この調査では、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測したものです。調査内で想定された地震の概要を以下に示します。

■想定した地震の概要

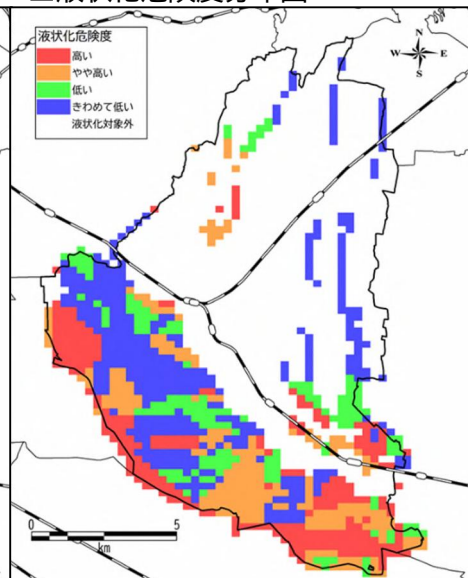
想定した地震	地震の規模	タイプ	震度分布
①関東平野北西縁断層帯主部による地震	マグニチュード 8.1	活断層	5強～6強
②太田断層による地震	マグニチュード 7.1	活断層	5強～6強
③片品川左岸断層による地震	マグニチュード 7.0	活断層	4～5弱

(ア) 関東平野北西縁断層帯主部による地震

■地表震度分布図

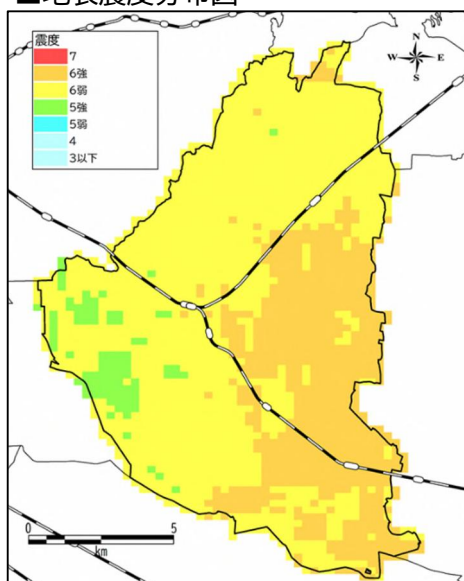


■液状化危険度分布図

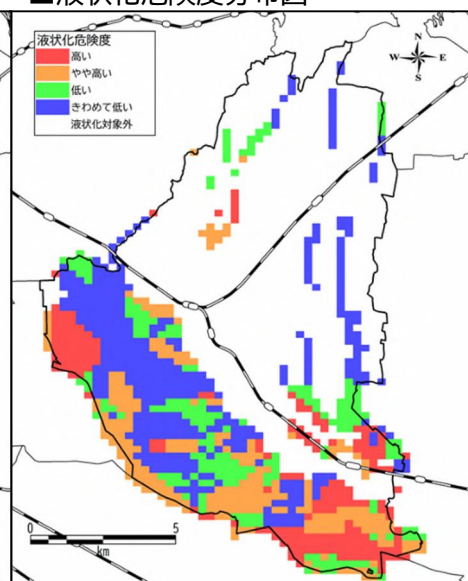


(イ) 太田断層による地震

■地表震度分布図



■液状化危険度分布図



出典：群馬県地震被害想定調査報告書（平成24年6月）をもとに作成

(2) 風水害（豪雨、竜巻・突風、暴風雪・大雪）

ア 豪雨災害

(ア) 過去の水害履歴

本市において過去に発生した風水害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりです。

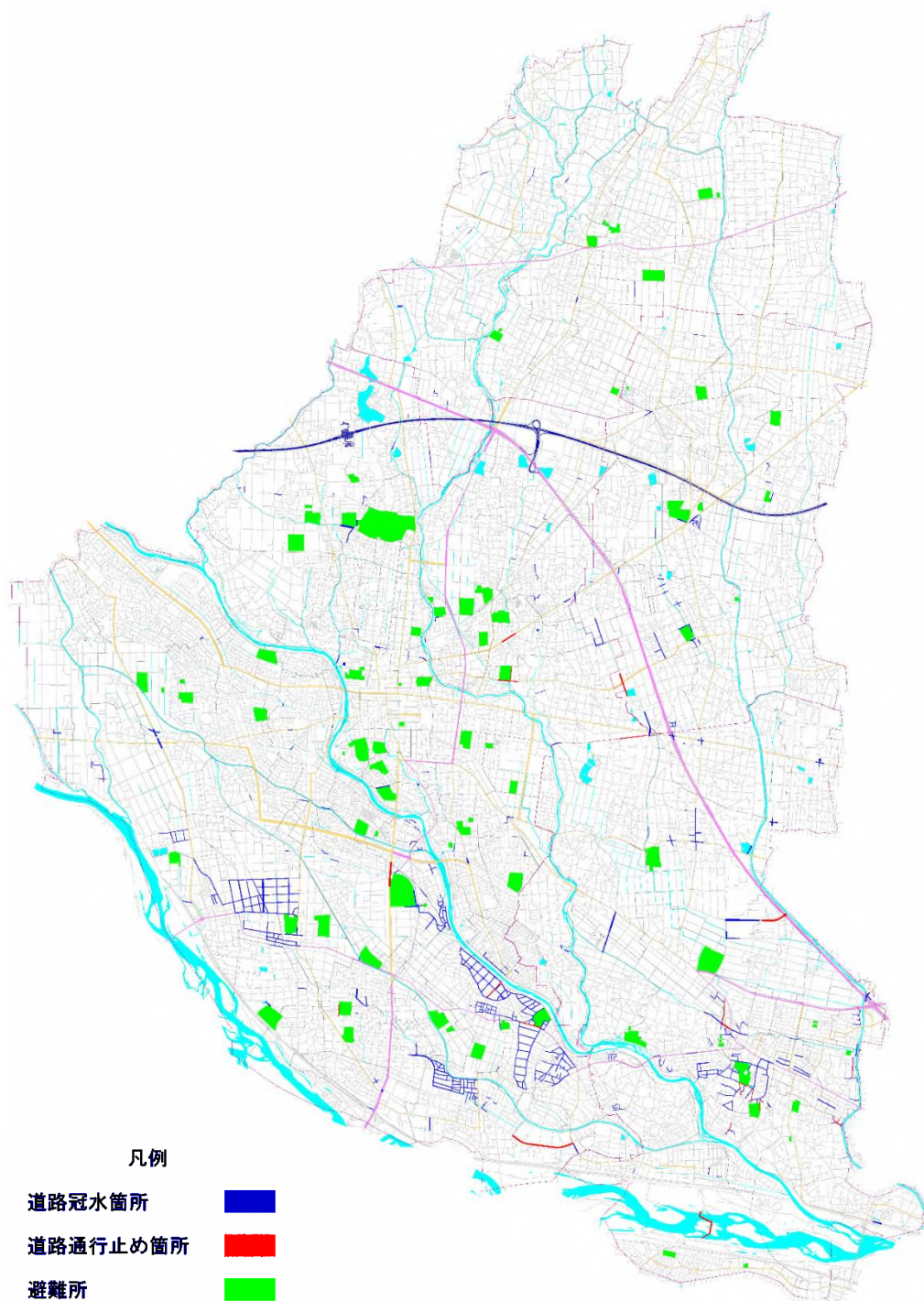
■本市の主な水害の履歴

発生日時	災害の名称	市内の被害概要
昭和22年9月14日 ～15日	カスリーン台風	広瀬川、粕川、早川の堤防が決壊、橋梁流出42箇所、死者39名、重傷者73名、軽傷者802名、流出家屋259戸、床上浸水5,230戸、床下浸水1,898戸、全壊家屋52戸、半壊家屋38戸（旧伊勢崎）
昭和34年8月12日 ～14日	台風7号	被害家屋345戸、罹災者2,070名
昭和34年9月26日 ～27日	伊勢湾台風	被害家屋2,330戸、罹災者7,697名
昭和41年9月24日 ～25日	台風26号	災害救助法適用 死者2名、重軽傷者13名、全壊63戸、半壊37戸、橋梁流出1箇所、 農作物3億7千万円の被害、罹災世帯2,653戸、罹災者11,306名
昭和57年7月31日 ～8月2日	台風10号	半壊1戸、一部破損58戸、床下浸水129戸、 橋梁流出1箇所
平成23年8月31日 ～9月5日	台風12号	家屋半壊1戸、床上浸水11戸、床下浸水184戸、 崖崩れ2箇所、田畑冠水62.5ha、田畑流失埋没1.0ha、 通行止め12箇所
令和元年10月12日 ～10月13日	台風19号	軽傷者1名、家屋一部損壊13戸、床上浸水3戸、 床下浸水13戸

(1) 道路冠水

平成 23 年 9 月 1 日の台風 12 号の集中豪雨による道路冠水箇所を以下に示します。道路冠水の起こった箇所では、再び冠水被害が発生する可能性が高く、十分注意する必要があります。ただし、雨量の状況によってはここで示された箇所が必ずしも冠水するわけではなく、示された箇所以外でも冠水が起こる可能性があることに留意する必要があります。

■道路冠水箇所図

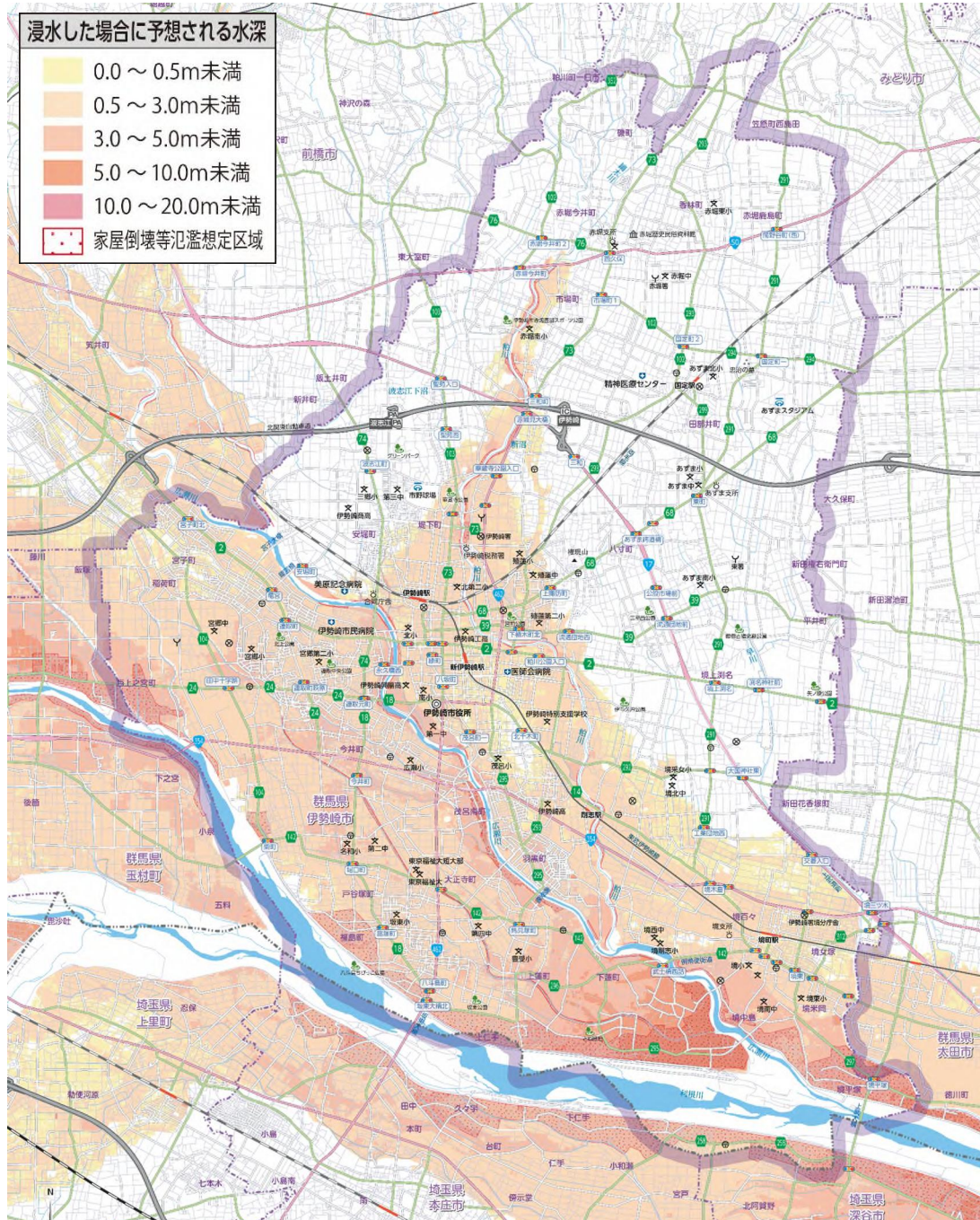


出典：伊勢崎市ホームページ

(ウ) 河川氾濫

本市南部には利根川やその支川が流れており、河川管理者（国土交通省利根川上流河川事務所・群馬県）による浸水想定が実施されています。想定を超える大雨により、仮に氾濫が生じた場合、市の南部地域を中心に甚大な浸水被害が生じる可能性があります。

■浸水想定区域図（想定最大規模）



出典：伊勢崎市総合防災マップ

イ 竜巻・突風

本市において近年発生した竜巻・突風による被害状況を以下に示します。

発生日時	災害の名称	市内の被害概要
平成27年6月15日	突風被害	負傷者2名(軽傷) 一部損壊130棟、ブロック塀等被害20箇所、倒木18箇所 77本、道路冠水3箇所、 ビニールハウスの倒壊33件125棟、その他(太陽光パネル・物置等の被害)58箇所
平成28年7月15日	突風被害	住家被害4棟、非住家被害2棟 その他 住宅現場の足場の変形やソーラー温水器が飛散したなど13件
令和元年9月10日	突風被害	人的被害なし 物置のトタン屋根のめくれ1棟 車庫や倉庫の屋根の飛散2棟、樹木の枝折れ1件
令和2年6月6日	突風被害	人的被害なし 一部損壊31棟 非住家半壊以上6棟

ウ 暴風雪・大雪

本市において近年発生した大雪による被害状況を以下に示します。平成26年2月14日から15日にかけて、南岸低気圧の通過に伴い、本市は記録的な大雪となりました。この大雪により、人的被害、建物被害、農業被害など大きな被害に見舞われました。

発生日時	災害の名称	市内の被害概要
平成26年2月14日 ~15日	豪雪	死者1名、重傷3名、軽傷7名 住宅一部損壊1,273件、非住宅一部損壊150件 ハウス被害911件、16,276a 農作物被害36,329a

(3) 猛暑による被害

本市は、令和2年8月11日に、本市の観測史上最高となる40.5℃を記録するなど、全国と比較して夏季に猛暑となりやすく、熱中症による身体への影響や農作物等への影響等のリスクが高い地域となっています。

■観測史上の順位(最高気温) ※令和2年に観測されたものを抜粋

順位	都道府県	地点	気温℃	起日
1	静岡県	浜松	41.1	8月17日
2	静岡県	天竜	40.9	8月16日
3	群馬県	桐生	40.5	8月11日
4	群馬県	伊勢崎	40.5	8月11日
5	新潟県	三条	40.4	9月3日

出典：気象庁「歴代全国ランキング」

2 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市の地域特性を踏まえて、県計画（25項目）や市地域防災計画に基づいて24のリスクシナリオを設定しました。

■事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標（7）	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（24）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）
	1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
	1-3 大雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
	1-4 猛暑による熱中症を伴う多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	4-2 食料等の安定供給の停滞
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2 上水道等の長期間にわたる供給・機能停止（取水・受水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
	5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
	6-2 防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出
	6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

3 施策分野

第2次伊勢崎市総合計画の政策分野に基づき、以下の10の個別施策分野を設定しました。また、県計画を踏まえて、2つの横断的分野を設定しました。

■第2次伊勢崎市総合計画の政策分野と地域計画の施策分野の関係

第2次伊勢崎市総合計画			伊勢崎市国土強靱化地域計画	
将来都市像	基本政策（5）	分野（10）	区分	分野
夢くらし 安心して暮らせる 元気都市 いせやま	1 市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる	健康・医療	個別施策分野（10）	①健康・医療
		福祉		②福祉
	2 市民と産業を支える力強いまちをつくる	都市基盤		③都市基盤
		産業・観光		④産業・観光
	3 市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる	安心安全		⑤安心安全
		環境		⑥環境
	4 市民が自ら学び豊かな心を育むまちをつくる	教育		⑦教育
		生涯学習・スポーツ・文化		⑧生涯学習・スポーツ・文化
	5 市民と協働して自立したまちをつくる	協働・共生		⑨協働・共生
		行財政		⑩行財政
			横断的分野（2）	⑪リスクコミュニケーション ⑫老朽化対策

国の基本計画、県計画では個別施策分野に加えて、部局横断的な取組などを横断的分野として設定しています。

〈国の横断的分野〉

①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、④老朽化対策、⑤研究開発

〈県の横断的分野〉

①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

本計画では、県計画を踏まえ、①リスクコミュニケーション、②老朽化対策の2つの横断的分野を設定します。

4 重点化するリスクシナリオの選定

緊急度、取組の進捗度、過去の災害履歴の課題と教訓等を客観的に評価し、重点化するリスクシナリオを以下のとおり設定しました。

■施策体系図

重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標（7）	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（24）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）
	1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
	1-3 大雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
	1-4 猛暑による熱中症を伴う多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	4-2 食料等の安定供給の停滞
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2 上水道等の長期間にわたる供給・機能停止（取水・受水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
	5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
	6-2 防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出
	6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

■事前に備えるべき目標と持続可能な開発目標（SDG s）の関係

本市の地域計画で設定した事前に備えるべき目標に対応する持続可能な開発目標（SDG s）は次のとおりです。

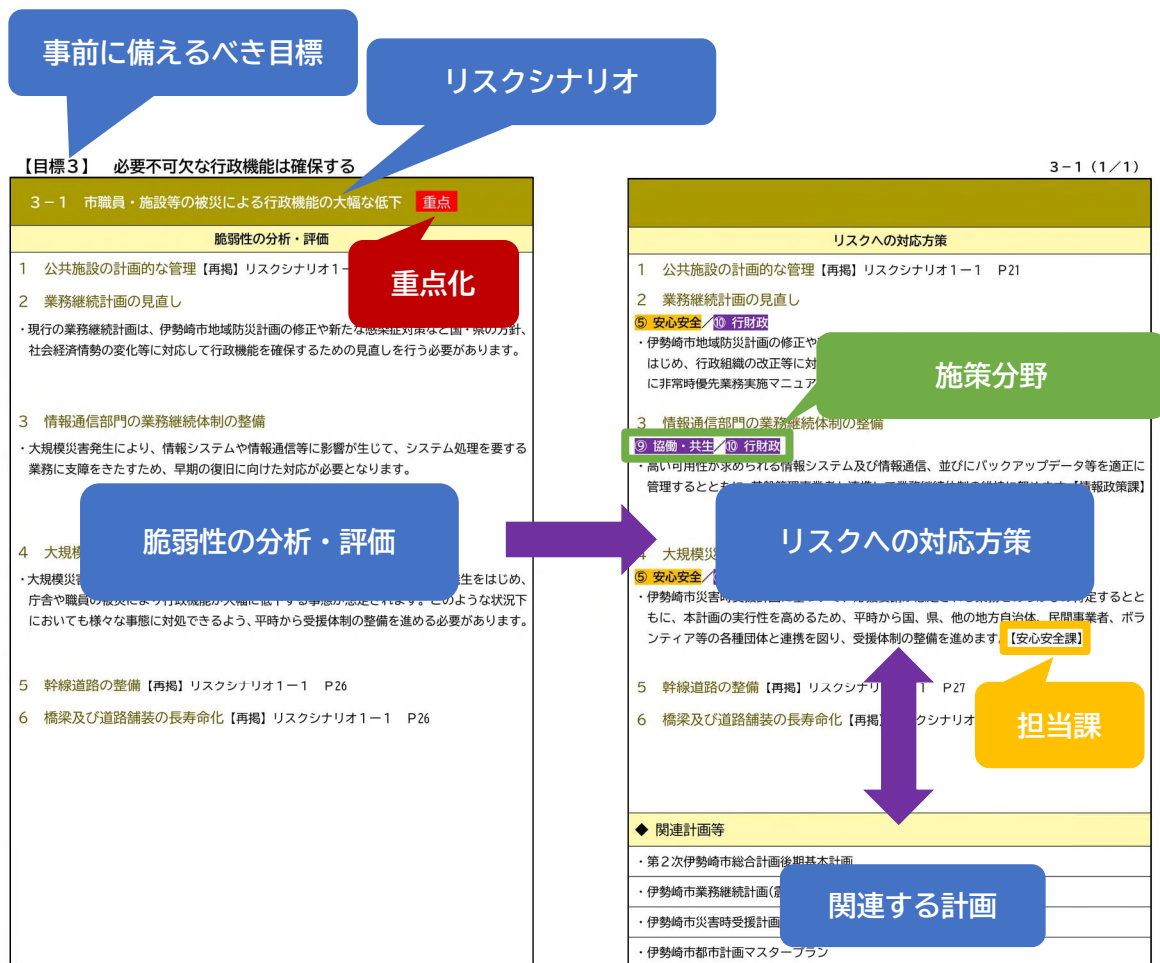
事前に備えるべき目標（7）	関連する持続可能な開発目標（SDG s）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	      
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	    
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	 
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	  
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	    
6 制御不能な二次災害を発生させない	    
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	  

5 リスクシナリオ別の脆弱性の分析・評価及びリスクへの対応方策

●リスクシナリオ別の脆弱性の分析・評価及びリスクへの対応方策の取りまとめ表の見方

地域計画への記載方法は、計画書の見開きで、左のページに脆弱性の分析・評価を示しました。右のページにはリスクへの対応方策を示し、該当する個別施策分野、横断的分野及び重点化する施策を示しました。

また、事前に備えるべき目標ごとに取組の方向性に関連する計画を各リスクシナリオの最終ページに記載しました。



※事前に備えるべき目標は、レイアウトの都合上、一部表記を変更

※各リスクシナリオで該当する施策が重複する場合は、再掲載される箇所に「施策名【再掲】、リスクシナリオ番号、該当ページ」を記載

※担当課は、令和4年度行政機構改正に合わせた組織名を記載

※担当課において各施設所管課とは、各公共施設の個別施設計画を所管する課

※個別事業については、アクションプランで掲載

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (二次災害を含む) **重点**

脆弱性の分析・評価

1 住宅の耐震対策の促進

- ・市内には、約9万5千戸（令和2年）の住宅があります。昭和57年以降の新耐震基準の住宅に昭和56年以前の住宅で耐震性を満たしていると推測される住宅を加えた耐震化率は、88.3%になりますが、残る11.7%の住宅は耐震性が確保されていない状況であり、耐震化を進める必要があります。

2 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

- ・多数の者が利用する建築物は、市内に民間建築物204棟と市有建築物137棟の合計341棟があります。昭和57年以降の新耐震基準の建築物に、昭和56年以前の建築物で耐震性のあるもの、及び耐震改修による耐震性が確保されたものを加えると、耐震化率は93.0%となりますが、残る7.0%に相当する24棟の建築物で耐震化が図られていないため、耐震化を進める必要があります。

3 建築物の総合的な安全対策の推進

- ・天井等の非構造部材が基準に適合していない建築物については、安全確認を行う必要があります。また、家具が転倒することにより、負傷者が発生するほか、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進する必要があります。

4 公共施設の計画的な管理

- ・本市の公共施設は、建設後30年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設も多くなってきており、改修や機能更新の時期を迎えています。また、市民ニーズや地域事情の変化に伴う市全体としての公共施設の需給バランスや配置などについても検討する必要があります。

5 保育施設・体制の整備

- ・保育所の安心・安全な保育環境や災害発生後の災害対策拠点機能を確保するため、保育施設の耐震化を進める必要があります。

リスクへの対応方策

1 住宅の耐震対策の促進

③ 都市基盤

- ・住宅の耐震化率は、建替えや除却等の自然更新により令和7年度で90.8%と推計されることから、耐震化率の目標95%を達成するため、自然更新に加えて、目標年次（令和7年度）までに4,429戸（年間886戸）の耐震化を進めます。【建築指導課】

2 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

① 健康・医療／② 福祉／③ 都市基盤／④ 産業・観光／⑧ 生涯学習・スポーツ・文化 ⑨ 協働・共生／⑩ 行財政

- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率は、建替えや除却等の自然更新により令和7年度で93.9%と推計されることから、耐震化率の目標95%を達成するため、自然更新に加えて、目標年次（令和7年度）までに4棟の耐震化を進めます。

【管財課／建築指導課／建築課／各施設所管課】

3 建築物の総合的な安全対策の推進

⑤ 安心安全

- ・基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕や定期検査時に基準に適合するように既存建築物の所有者や管理者に対して指導・助言を行います。また、住民が安全に避難するためには、家具類の固定が重要になることから、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進します。【安心安全課／建築指導課】

4 公共施設の計画的な管理

⑩ 行財政／⑫ 老朽化対策

- ・公共施設は、防災上重要な施設の役割を担っていることから、老朽化に対応するため、計画的に維持修繕、改修工事を行います。また、施設の長寿命化を図るとともに、機能に留意しつつ施設の統廃合などの検討を進め、適正な配置に努めます。

【管財課／建築課／各施設所管課】

5 保育施設・体制の整備

② 福祉／⑫ 老朽化対策

- ・保育所の安心・安全な保育環境や災害発生後の災害対策拠点機能を確保するため、保育施設の耐震補強改修工事等を進めます。【子育て支援課／こども保育課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (二次災害を含む) **重点**

脆弱性の分析・評価

6 教育施設の計画的な整備の推進

- ・より良い教育環境を保つため、児童・生徒数に合わせた教室の確保や就園ニーズ等を踏まえた教育施設の計画的な整備を進めるとともに、地域防災拠点としても安心して安全に利用できる施設を整備する必要があります。また、地域の特性に合わせて、公民館等の施設を計画的に改修及び建替えを行う必要があります。

7 教育施設の計画的な管理

- ・より良い教育環境を保つため、老朽化した教育施設について、適切な維持管理を行う必要があります。また、利用者の安全確保や環境整備を目的に、地域の生涯学習活動の拠点である公民館等の施設を計画的に維持・更新する必要があります。

8 安心・安全なスポーツ施設の計画的な整備

- ・あらゆる世代の市民が安心して快適に利用できるように、定期的な点検や修繕、老朽化した施設の計画的な改修や整備を進めていく必要があります。

9 管理不全な空き家の適正管理の推進

- ・高齢化の進展や単身者世帯の増加、権利関係の複雑化、所有者等が遠方在住などの理由により、管理不全な空き家があることから、空き家の適正管理を推進する必要があります。

10 空き家の利活用の推進

- ・利活用方法が分からないことや修繕に要する資金を工面できないことなどが原因で、利活用可能な空き家が放置されることを解消する必要があります。

リスクへの対応方策

6 教育施設の計画的な整備の推進

⑧ 生涯学習・スポーツ・文化／⑫ 老朽化対策

- ・学校施設長寿命化計画に基づき、事後保全から予防保全に切替えるとともに、長寿命化により中長期的な維持管理や改修等に係る更新コストの縮減と平準化を図り、教育環境の質的改善と不足教室対策、老朽化対策も併せて適切に改修等を進めます。また、地域の特性に合わせて、公民館等の施設の計画的な改修及び建替えを進めます。

【教育施設課／学校教育課／四ツ葉学園中等教育学校／健康給食課／生涯学習課／図書館課／文化財保護課】

7 教育施設の計画的な管理

⑧ 生涯学習・スポーツ・文化／⑫ 老朽化対策

- ・教育施設における各種法定点検等の結果を踏まえて、改修等を行い施設の安全強化を図るとともに良好な教育環境の保持を進めます。また、利用者の安全確保や環境整備を目的に、地域の生涯学習活動の拠点である公民館等の施設の計画的な維持・更新を進めます。

【教育施設課／健康給食課／生涯学習課／文化財保護課】

8 安心・安全なスポーツ施設の計画的な整備

⑦ 教育／⑧ 生涯学習・スポーツ・文化／⑫ 老朽化対策

- ・あらゆる世代の市民が安心して快適に利用できるように、定期的な点検や修繕、老朽化した施設の計画的な改修や整備を進めます。【スポーツ振興課】

9 管理不全な空き家の適正管理の推進

③ 都市基盤／⑥ 環境

- ・地域との連携・協力を図りながら、空き家の実態把握を行うとともに、市民全体に空き家の適正管理や空き家の管理不全による諸問題等の周知を図り、管理不全な空き家の発生予防を推進します。また、空き家の発生の原因となる各種問題に対しても、法律分野をはじめ関係団体と連携・協力し、空き家が発生しないよう所有者等をサポートするとともに、管理不全により周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家については、所有者等の特定を行い、改善指導を行います。【住宅課】

10 空き家の利活用の推進

③ 都市基盤／⑥ 環境

- ・空き家は、貴重な財産であることから、不動産、建築分野の専門家と連携・協力することで、利活用可能な空き家の情報を発信し、市場流通を促進できるような体制や空き家の利活用に対する補助制度を充実することで、利活用されていない空き家の増加を抑制します。【住宅課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (二次災害を含む) **重点**

脆弱性の分析・評価

11 宅地の耐震化

- ・市では、平成30年度に国のガイドラインに基づき、住宅地の中で大規模盛土造成地の位置と規模の把握を目的とした調査を実施しました。このうち、地盤の変動のおそれがあると判断される大規模盛土造成地については、その予防のための対策を検討する必要があります。

12 緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化

- ・緊急輸送道路は、大規模な地震等の災害が発生した場合に、多数の人が円滑に避難し、救命活動や物資輸送を行うための道路であることから、震災時に、建築物の倒壊により住民の避難や緊急車両の通行を妨げないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

13 市街地の整備

- ・市街地では、土地区画整理事業の財政的負担の増加や事業の長期化が課題となっています。そのため、事業実施地区については、安全で快適な市街地の整備を早期完了させるとともに、新規事業化を図る場合には、新たな市街地整備手法の検討が求められています。

14 伊勢崎駅周辺の中心市街地の整備

- ・伊勢崎駅周辺は、学校、図書館、銀行、病院などの都市機能や寺社仏閣などの歴史的建造物が数多く残っており、鉄道やバスなどの交通結節点として充実しつつあります。今後も防災性が高く便利で快適な中心市街地を形成するため、老朽建築物の撤去や更なる都市機能の集約などが求められています。

15 密集住宅市街地整備促進事業の推進

- ・防災性が高く便利で快適な中心市街地を形成するため、伊勢崎駅周辺の老朽建築物などを撤去することにより、密集住宅市街地の防災性の向上と居住環境の改善を図る必要があります。

リスクへの対応方策

11 宅地の耐震化

③ 都市基盤

- ・市で作成した大規模盛土造成地マップを周知するとともに、地盤の変動のおそれがあると判断される大規模盛土造成地について、地盤調査及び安定計算を実施します。【建築指導課】

12 緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化

③ 都市基盤

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物や地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物などの耐震診断義務付け対象建築物については、国の目標と同様に、令和7年度における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標を「おおむね解消」に設定して耐震改修を進めます。【建築指導課】

13 市街地の整備

③ 都市基盤

- ・土地区画整理事業を推進し、安全で快適な市街地の整備を図ります。また、地区計画など新たな市街地整備手法を検討して、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。【区画整理課／都市開発課／市街地整備課】

14 伊勢崎駅周辺の中心市街地の整備

③ 都市基盤

- ・伊勢崎駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業により市街地の整備改善を図りながら、防災性の高い便利で快適な街なかを形成し、居住の促進を目指します。【市街地整備課】

15 密集住宅市街地整備促進事業の推進

③ 都市基盤

- ・伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業の整備に合わせて老朽建築物などの買収・除却を行います。【都市開発課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (二次災害を含む) **重点**

脆弱性の分析・評価

16 地域の実情に応じた公園整備の推進

- ・本市には、多くの都市公園が整備され、市民の憩いの場となっていますが、整備後長期間が経過し、施設及び遊具の老朽化や、市民ニーズの変化への適応が必要な公園も見られることから、既存公園の再整備や計画的な維持管理を行う必要があります。

17 計画的な公園施設の修繕や改修の推進

- ・都市公園施設の重点的かつ効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、公園施設長寿命化計画に基づく維持管理及び更新を的確に実施し、安全性や機能を確保しつつ、ライフサイクルコストの削減を図る必要があります。

18 幹線道路の整備

- ・幹線道路は、都市の骨格を形成し、市民の日常生活や産業・経済活動を支えるなど、活力ある都市づくりに重要な都市基盤です。今後も社会経済情勢や市民ニーズに対応して、市民が安心して快適に利用できるよう配慮するとともに、国や県と連携しながら整備を推進していく必要があります。

19 橋梁及び道路舗装の長寿命化

- ・今後は、老朽化した橋梁及び道路舗装の維持管理費や更新費の増加が予想されることから、予防的な修繕や計画的な架け替え、舗装改修を行う効率的な維持管理を進める必要があります。

20 生活道路の整備

- ・市街地や集落にある生活道路には、幅員4m未満の道路や未舗装道路が残っているため、消防・救急活動への支障や地域住民の安全確保の観点から、市民の理解と協力を得ながら整備を進める必要があります。

リスクへの対応方策

16 地域の実情に応じた公園整備の推進

⑥ 環境

- ・公園施設の維持、整備に努め、安心して安全に利用できる憩いの空間を提供します。

【公園緑地課】

17 計画的な公園施設の修繕や改修の推進

⑥ 環境 / ⑫ 老朽化対策

- ・伊勢崎市公共施設等管理計画において位置づけられている 50 m²以上の公共施設について、都市公園施設の価値や重要性を検証した上で、予防保全型管理と事後保全型管理に区分し、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な維持管理を行います。【公園緑地課】

18 幹線道路の整備

③ 都市基盤

- ・迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国と連携を図り、狭隘な道路幅員の拡幅や歩道の整備、無電柱化など、緊急輸送道路や重要物流道路、避難路となる幹線道路の整備を推進します。

【土木課 / 道路維持課 / 都市計画課 / 区画整理課 / 市街地整備課】

19 橋梁及び道路舗装の長寿命化

③ 都市基盤 / ⑤ 安心安全 / ⑫ 老朽化対策

- ・重要な道路ネットワーク上の道路について、これまでの事後的な修繕・更新から、予防的な修繕へ政策転換し、より計画的、効率的、合理的な維持管理の実現を目指して、橋梁及び道路舗装の長寿命化を図ります。また、重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するとともに、今後急速な増大が見込まれる修繕・更新費の縮減を図ります。

【土木課 / 道路維持課】

20 生活道路の整備

③ 都市基盤 / ⑤ 安心安全

- ・消防や救急活動の円滑化を図り、地域住民の利便性向上や安全を確保するため、市街地や集落にある生活道路の整備を行います。【土木課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (二次災害を含む) **重点**

脆弱性の分析・評価

21 避難場所などの環境整備の推進

- ・市民が迅速かつ安全に行えるよう避難場所を周知する案内板や標識などの環境整備を推進し、災害時の地域の防災拠点機能を高める必要があります。

22 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

- ・本市では、災害対策基本法に基づき、既存の避難場所を「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に指定していますが、市民に対して災害時に備え、普段から家族で話し合い、自分の住んでいる地域の避難場所と避難経路を周知する必要があります。

23 福祉避難所の指定

- ・高齢者、障害者など特別な配慮を要する人（要配慮者）の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所の指定を進める必要があります。

24 避難行動要支援者情報の充実

- ・災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者、園児、児童・生徒などの要配慮者の身を守るため、避難行動要支援者避難支援プラン個別避難計画等を作成し、地域で情報を共有することで日頃の見守りや災害時の避難支援に役立てる必要があります。

25 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保

- ・市は、地震又は降雨等の災害により、建築物及び宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る必要があります。

26 住宅用火災警報器の設置促進による火災予防意識の高揚

- ・一般住宅への火災警報器の設置を促進することにより、市民生活の安全性を高める必要があります。

リスクへの対応方策

21 避難場所などの環境整備の推進

⑤ 安心安全／⑫ 老朽化対策

- ・避難が迅速かつ安全に行えるよう案内板や標識などを整備し、避難場所の周知に努めます。また、避難所となる市有施設については、耐震化や浸水対策をはじめ、空調やトイレ等の計画的な施設改修を進めます。【安心安全課／各施設所管課】

22 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

⑤ 安心安全

- ・市民に対して、伊勢崎市総合防災マップ（ハザードマップ）等を通じて、住んでいる地域の災害による影響を周知し、早期に避難出来る体制づくりを進めます。【安心安全課】

23 福祉避難所の指定

② 福祉／⑤ 安心安全

- ・一般的な指定避難所での生活が難しい高齢者、障害者などの要配慮者を受け入れるための避難所として、福祉避難所の指定を行い、普及啓発を進めます。【安心安全課】

24 避難行動要支援者情報の充実

② 福祉／⑤ 安心安全／⑦ 教育／⑨ 協働・共生

- ・要配慮者に対して避難行動要支援者避難支援プラン個別避難計画の作成を促進し、避難行動要支援者情報として自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、消防団及び警察署への情報提供による情報の共有化を図ります。また、学校及び幼稚園については、消防署・消防団と連携して実施する避難訓練において、園児及び児童生徒の避難の様子等を確認し、実施後に指導助言を行い、現状や課題の把握を行います。

【行政課／安心安全課／社会福祉課／子育て支援課／こども保育課／障害福祉課／高齢政策課／地域包括支援センター／介護保険課／学校教育課】

25 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保

⑤ 安心安全

- ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策を推進します。【建築指導課】

26 住宅用火災警報器の設置促進による火災予防意識の高揚

⑤ 安心安全

- ・市の各種行事やイベントを通じて住宅用火災警報器の必要性をPRして設置を促進するとともに、維持管理の重要性についても周知を図ります。【予防課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (二次災害を含む) **重点**

脆弱性の分析・評価

27 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

- ・各地区において自主防災組織訓練を実施するとともに、ゲーム感覚の災害図上訓練を行い、地域における防災意識の高揚と災害対応力を向上させて、災害に強いコミュニティを形成する必要があります。

28 地域防災リーダーの育成

- ・消防団の機能強化や自主防災組織の活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

29 地域・学校との連携による危険箇所の調査

- ・園児及び児童生徒が安心して安全に学校及び幼稚園での生活を送ることができる環境を整備するとともに、自ら危険を予測し、回避するための行動をすることで、自分や他者の命を守る安全教育の推進を図る必要があります。

リスクへの対応方策

27 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

⑤ 安心安全 / ⑨ 協働・共生 / ⑪ リスクコミュニケーション

- ・各地区における自主防災組織訓練をはじめ、DIG・HUGによる図上訓練を行うことにより、地域の防災リーダーの育成に努めます。また、出前講座などを活用して、防災意識の向上による地域防災力の強化を図ります。【安心安全課】

28 地域防災リーダーの育成

⑤ 安心安全 / ⑨ 協働・共生 / ⑪ リスクコミュニケーション

- ・機能別消防団員制度の導入などによる消防団の機能強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用した地域防災リーダーの育成を図り、自主防災組織の活性化を通じた地域全体の協力体制を推進します。また、消防団員が自主防災組織訓練に積極的に参加することにより、大規模災害時における地域防災力の強化を図ります。【安心安全課／消防本部総務課】

29 地域・学校との連携による危険箇所の調査

③ 都市基盤 / ⑦ 教育

- ・学校及び幼稚園より提出された通学路の危険箇所を集約し、担当部署で現地を点検・確認し、改善に向けて対策を進めます。また、学校や家庭・地域の実情に応じた安全学習・安全指導を計画的に進めるとともに、家庭・地域や関係機関と連携して安全管理の充実を図ります。
【学校教育課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進

- ・治水・水利の安全性を高め、水と緑の自然環境を保持しながら、河川・水路の改修整備や防護柵の改修を行い、安全で安心な生活環境をつくる必要があります。

2 内水被害の防止

- ・近年の都市化の進展により、住宅地における雨水排水量が著しく増加し、内水被害発生危険性が非常に高まっていることから、内水被害の多発地帯における浸水対策を講じる必要があります。

3 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

4 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

5 避難場所などの環境整備の推進【再掲】 リスクシナリオ1-1 P28

6 適正な土地利用の推進

- ・郊外での宅地開発により市街地の拡散が進んでいることから、まとまりのある良好な市街地を形成するため、定期的に土地利用の動向を調査し、新たな地域地区などの指定により、適正な土地利用を推進する必要があります。

7 安全なまちづくりの推進

- ・都市計画法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から、市街化調整区域の災害リスクの高い区域では、住宅等の開発許可が規制（厳格化）されることになりました。この法改正を受け、浸水ハザードエリアにおける開発抑制など、安全なまちづくりのための総合的な対策について検討を進める必要があります。

リスクへの対応方策

1 河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進

③ 都市基盤／⑤ 安心安全／⑫ 老朽化対策

- ・壊れた水路や防護柵などの補修、堆積した土砂などの撤去、風水害時の応急的な対応を行います。また、老朽化や安全基準に合わない防護柵などの改修を順次行います。

【農村整備課／土木課／道路維持課／下水道施設課】

2 内水被害の防止

⑤ 安心安全

- ・国や関係自治体の協働により水害を軽減させる治水対策を推進する流域治水の考え方に基づいて、住宅地の浸水多発地帯を中心に、内水被害発生危険性を低下させる浸水対策を計画的に進めます。【農村整備課／土木課／道路維持課／下水道施設課／下水道整備課】

3 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

4 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

5 避難場所などの環境整備の推進【再掲】リスクシナリオ1-1 P29

6 適正な土地利用の推進

③ 都市基盤／⑤ 安心安全

- ・都市計画に関する基礎調査や都市計画変更調査を実施し、土地利用規制の検討を行います。また、用途地域等の変更や見直しにより適正な土地利用の誘導とまちのまとまりの形成を進めます。【都市計画課】

7 安全なまちづくりの推進

③ 都市基盤／⑤ 安心安全

- ・頻発・激甚化する自然災害に対応するため、浸水ハザードエリアにおける開発許可制度の見直しなど、安全なまちづくりのための総合的な対策の検討に努めます。【建築指導課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

8 避難行動を促す河川情報の提供

- ・国や県が提供する水位雨量情報等を周知できるよう市ホームページやスマートフォン等を通じて、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進めていく必要があります。

9 洪水ハザードマップの普及啓発

- ・水防法改正に伴い、群馬県が管理する洪水予報河川及び水位周知河川 19 河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨による洪水の浸水想定に基づく浸水想定区域図が公表されていますが、今後も避難体制の充実、強化を図るため、国や県における浸水想定区域の見直しにあわせて、ハザードマップを見直し、市民への普及啓発を図る必要があります。

10 水防体制の強化

- ・台風や集中豪雨に備え、総合的な治水対策の推進により、浸水被害の防止に努める必要があります。

11 指定緊急避難場所・指定避難所の指定【再掲】リスクシナリオ1-1 P28

12 福祉避難所の指定【再掲】リスクシナリオ1-1 P28

13 避難行動要支援者情報の充実【再掲】リスクシナリオ1-1 P28

14 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

【再掲】リスクシナリオ1-1 P30

15 地域防災リーダーの育成【再掲】リスクシナリオ1-1 P30

16 地域・学校との連携による危険箇所の調査

【再掲】リスクシナリオ1-1 P30

リスクへの対応方策

8 避難行動を促す河川情報の提供

⑤ 安心安全／⑨ 協働・共生

- ・市ホームページやスマートフォン等による国や県が提供する水位雨量情報等の情報提供を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促す情報提供を進めます。【安心安全課】

9 洪水ハザードマップの普及啓発

⑤ 安心安全

- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水の浸水想定により国及び県が公表した浸水想定区域図に基づいて、伊勢崎市総合防災マップ（ハザードマップ）の改定と市民への普及啓発に努めます。【安心安全課】

10 水防体制の強化

⑤ 安心安全

- ・台風や集中豪雨に備え、迅速な水防活動につながるよう国や県などと重要水防箇所の合同点検や水防関係部局による現況確認を行うとともに、風水害等対応職員による訓練の実施や希望する市民に対して事前に土のうの配布を行います。また、河川管理者である国や県、地方気象台、民間の気象情報会社と連携し、避難に必要な情報収集に努めます。

【安心安全課／警防課】

11 指定緊急避難場所・指定避難所の指定【再掲】リスクシナリオ1-1 P29

12 福祉避難所の指定【再掲】リスクシナリオ1-1 P29

13 避難行動要支援者情報の充実【再掲】リスクシナリオ1-1 P29

14 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

【再掲】リスクシナリオ1-1 P31

15 地域防災リーダーの育成【再掲】リスクシナリオ1-1 P31

16 地域・学校との連携による危険箇所の調査

【再掲】リスクシナリオ1-1 P31

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-3 大雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 大雪時の交通規制

- ・平成26年2月の大雪では、市内の主要交差点において、走行不能となった一般車両の放置により、緊急車両が通行困難となる状況が多発するとともに、身動きのとれない一般車両による渋滞により、消防本部からの緊急車両の出動に支障が生じました。そのため、これらの事態が起こらないような体制づくりを進める必要があります。

2 除雪体制の整備

- ・平成26年2月の大雪では、除雪作業の長期化をはじめ、車での移動困難による状況把握の遅れや電話での問合せへの対応、委託業者だけでは除雪しきれないなどの課題が挙げられたことから、これらの事態が起こらないよう除雪体制づくりを進める必要があります。

3 除雪に関する基本的な方針等の策定

- ・平成26年2月の大雪の経験を踏まえて、速やかに道路除雪を開始できるよう、関係機関と連携してあらかじめ除雪に関する基本的な方針等について協議しておく必要があります。

4 雪害対策マニュアル等の整備

- ・今後大規模な雪害が発生した場合に備えて、各関係機関との連携・協力体制の整備を図るとともに、速やかに市の職員が対応出来るようマニュアル等を作成していく必要があります。

5 大雪が見込まれる際の市民への情報発信

- ・平成26年2月の大雪検証報告を踏まえて、市民に対して大雪警報発令に伴う注意喚起等の情報発信を行っていく必要があります。

リスクへの対応方策

1 大雪時の交通規制

⑤ 安心安全

- ・緊急車両の通行に効果の大きい道路は、優先的に一般車両の交通規制、除雪を実施することや、市、消防と警察の連携を密にして効果的な交通規制を実施できる体制づくりを進めます。
【道路維持課】

2 除雪体制の整備

⑤ 安心安全

- ・除雪機械の増強をはじめ、区長や地域住民と協力して除雪体制の整備を進めるとともに、雪の置き場として公園、河川敷などの利用を検討します。【土木課／道路維持課／公園緑地課】

3 除雪に関する基本的な方針等の策定

⑤ 安心安全

- ・市及び道路管理者、その他の関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行われるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議・確認し、基本的な方針及び除雪計画の策定に努めます。【安心安全課／土木課／道路維持課】

4 雪害対策マニュアル等の整備

⑤ 安心安全

- ・市内全体にわたる大雪に対応できるよう、体制整備、人命救護活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域の応援要請等の応急活動を実施するためのマニュアルを作成して職員に周知するとともに、訓練を行い、活動手順の確認や他機関等との連携に取り組みます。【安心安全課／土木課／道路維持課／警防課】

5 大雪が見込まれる際の市民への情報発信

⑤ 安心安全／⑨ 協働・共生

- ・いせさき情報メールによる注意報・警報発令の同時発信をはじめ、市のホームページで冬季タイヤの装着徹底や気象情報、通行規制などに関する情報を提供するとともに、SNSによる交通渋滞、除雪作業の状況などをリアルタイムで情報発信を行います。

【安心安全課／広報課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-4 猛暑による熱中症を伴う多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 学校施設における空調機の更新

- ・学校施設の空調設備の整備は、良好な教育環境を保持するために必要不可欠なものとなっていますが、老朽化による不具合や未設置部分における更新や新設を行う必要があります。また、災害時の避難場所としての利用を考慮して、良好な生活環境を確保するため整備を行う必要があります。

2 熱中症警戒アラートの普及啓発

- ・近年、熱中症搬送者数が著しく増加傾向にあることから、どのように情報を発信し、市民の効果的な予防行動に繋げるかが課題となっています。

3 熱中症予防対策の徹底

- ・本市の夏季の日中の最高気温は高く、令和2年8月には本市観測史上最高となる40.5℃を観測しました。近年では、気候変動の進行に伴い、夏季の気温上昇と真夏日の日数は増加傾向にあることから、熱中症予防対策を推進する必要があります。

4 医療分野での連携の強化

- ・熱中症対策に関する医療分野での様々な課題の解決に向けて、本市だけでなく隣接する都市や課題を共有する都市などとの連携の推進が求められています。

リスクへの対応方策

1 学校施設における空調機の更新

⑦ 教育／⑧ 生涯学習・スポーツ・文化

- ・施設利用者の健康の保持と安全な教育環境を整備するため、学校施設における空調設備の効率的な利用と必要性を検討し、計画的な整備を行います。【教育施設課】

2 熱中症警戒アラートの普及啓発

⑤ 安心安全／⑨ 協働・共生

- ・熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が発表する「熱中症警戒アラート」について普及啓発を進め、暑さへの「気づき」を呼びかけ、市民の熱中症予防行動を効果的に促進します。【安心安全課／環境政策課】

3 熱中症予防対策の徹底

① 健康・医療／⑦ 教育／⑧ 生涯学習・スポーツ・文化／⑪ リスクコミュニケーション

- ・熱中症警戒アラートの発表に基づいて、市民に対して市のホームページやいせさき情報メールでの周知をはじめ、各公共施設において利用者への注意喚起などの熱中症予防対策を実施します。また、学校及び幼稚園においては、毎年4月に市の熱中症対策マニュアルを送付し、全教職員に周知を図るとともに、5月に熱中症アドバイザー研修を実施し、参加した教職員に具体的な予防対策の指導と学校及び幼稚園における周知に努めます。

【環境政策課／健康づくり課／教育施設課／学校教育課】

4 医療分野での連携の強化

⑨ 協働・共生／⑪ リスクコミュニケーション

- ・各種協議会などの構成市町村との情報交換や連携強化による医療・防災分野の総合連携を進めていきます。【経営企画部総務課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 防災情報の迅速な提供と多様化

- ・市民の生命、財産を守るため、関係機関等からの防災情報の収集を行うほか、市民に対して適切な情報を迅速かつ正確に伝達する体制を充実させる必要があります。また、市民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、いせさき情報メールやSNS、防災行政無線、Lアラート、コミュニティFMなど多様な情報伝達手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する必要があります。

2 広報媒体及びSNSを活用した行政情報の提供

- ・行政情報を分かりやすく速やかに提供し、市民と行政との情報共有に努めるとともに、市民の意見聴取の機会を充実させる必要があります。

3 水防体制の強化【再掲】 リスクシナリオ1-2 P34

4 避難行動要支援者に対する円滑な情報提供体制の整備

- ・住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、高齢化の進展等を踏まえて、高齢者をはじめとした避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。

リスクへの対応方策

1 防災情報の迅速な提供と多様化

⑤ 安心安全／⑨ 協働・共生

- ・関係機関や民間気象情報会社から防災情報を収集するとともに、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、いせさき情報メールやSNS、防災行政無線、Lアラート、コミュニティFMなど多様な情報伝達手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図ります。【安心安全課／広報課】

2 広報媒体及びSNSを活用した行政情報の提供

⑨ 協働・共生

- ・市民に親しまれる広報紙づくりと誰もが閲覧しやすいホームページづくりに努めるとともに、SNSを有効活用し、行政情報を分かりやすく発信します。また、メールなどにより市民の声の聴取を行い、市民ニーズの把握に努めます。【広報課】

3 水防体制の強化【再掲】リスクシナリオ1-2 P35

4 避難行動要支援者に対する円滑な情報提供体制の整備

⑤ 安心安全

- ・行政区や民生児童委員等と連携して避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを促し、避難に関する情報を伝達する体制の整備を進めます。【安心安全課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

5 避難行動要支援者情報の充実【再掲】 リスクシナリオ1-1 P28

6 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

【再掲】 リスクシナリオ1-1 P30

7 地域防災リーダーの育成【再掲】 リスクシナリオ1-1 P30

8 町内会などとの連携体制づくりの推進

- ・地域のコミュニティ形成の基盤である区長会の組織力の強化及び円滑な運営のための支援を行う必要があります。

9 多文化共生社会における防災対策

- ・外国人に不足しがちと思われる、地域の災害の特徴に関する知識や防災情報を周知する必要があります。また、言語の壁がある外国人に対し、災害時のスムーズな情報提供ができるよう、体制の構築を図る必要があります。

10 防災訓練の充実

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるため、平常時から継続的に、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要があります。

リスクへの対応方策

5 避難行動要支援者情報の充実【再掲】リスクシナリオ1-1 P29

6 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

【再掲】リスクシナリオ1-1 P31

7 地域防災リーダーの育成【再掲】リスクシナリオ1-1 P31

8 町内会などとの連携体制づくりの推進

⑨ 協働・共生／⑪ リスクコミュニケーション

- ・年1回の総会や毎月開催される役員会、各種研修事業などを行うことで、会員に対する市及び各種団体からの情報提供や情報の共有化、また市政に対する要望や意見交換などを行います。【行政課】

9 多文化共生社会における防災対策

⑨ 協働・共生

- ・外国人住民に対して、多言語による伊勢崎市総合防災マップ（ハザードマップ）等を通じて、住んでいる地域の災害による影響を周知し、早期に避難できる体制づくりを進めます。また、災害時に外国人への情報提供ができるよう、災害時外国人支援ボランティアに対して研修を行います。【安心安全課／国際課】

10 防災訓練の充実

⑤ 安心安全／⑨ 協働・共生／⑪ リスクコミュニケーション

- ・自衛隊などの国の機関や群馬県、その他の防災関係機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施します。また、学校園及び幼稚園については、警察署や消防署と連携して火災や地震、不審者を想定した避難訓練を実施するとともに、水害を想定した垂直避難の訓練も実施します。

【行政課／安心安全課／各支所庶務課／社会福祉課／子育て支援課／こども保育課／障害福祉課／高齢政策課／地域包括支援センター／介護保険課／学校教育課／生涯学習課】

【目標1】 人命の保護が最大限図られる

1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

11 分散避難等の促進

- ・避難所における感染症の拡大を防止するため、親戚や友人宅、在宅での避難など、避難所以外への分散避難について日頃から周知徹底を図る必要があります。

12 地域・学校との連携による危険箇所の調査

【再掲】 リスクシナリオ1-1 P30

リスクへの対応方策

11 分散避難等の促進

⑤ 安心安全

- ・ 親戚や友人宅、在宅での避難など、避難所以外への分散避難について日頃から周知徹底を図り、車両避難者や在宅避難者への配食や支援物資の配布方法についても検討を行います。

【安心安全課】

12 地域・学校との連携による危険箇所の調査

【再掲】 リスクシナリオ1-1 P31

◆ 関連計画等

- ・ 群馬県国土強靱化地域計画
- ・ 第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画
- ・ 伊勢崎市地域防災計画
- ・ 伊勢崎市公共施設等総合管理計画
- ・ 伊勢崎市避難所運営マニュアル
- ・ 平成26年2月の大雪検証報告
- ・ 伊勢崎市空家等対策計画
- ・ 大雪時における群馬県道路除雪行動計画
- ・ 第3期伊勢崎市耐震改修促進計画（2021-2025）
- ・ 伊勢崎市都市計画マスタープラン
- ・ 各部局の個別施設計画
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第三版）

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点

脆弱性の分析・評価

1 食料等の備蓄

- ・災害時に備えて、各家庭における「最低3日間、推奨1週間」分の食料等の備蓄を推奨していますが、市における生活必需品等の備蓄には限りがあることから、家庭における食料等の備蓄を一層促進するための啓発活動を行う必要があります。また、災害に備えて設置している防災倉庫に、食料品や防災資機材などを備蓄することにより、災害時に備えた対応を推進する必要があります。

2 支援物資の供給に係る連携体制等の整備

- ・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達に関する協定を締結していますが、締結先と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うなど、連携体制の強化を図る必要があります。

3 都市間交流・連携の推進

- ・都市間の連携と交流を推進し、都市の魅力を高めて知名度の向上を図るとともに、他の地方自治体などと協定を締結することにより、災害対応の強化を図る必要があります。

4 計画的な水道施設の耐震化と更新

- ・安心・安全な飲料水を市民に安定して供給するため、地震やさびに強い管路を構築する必要があります。また、市民が安全で安心して飲める水道水の安定供給を継続していくため、水道施設の整備を進める必要があります。

5 配水管整備の推進

- ・市民に安心・安全な飲料水を安定して供給するため、清浄で安定した水道水の供給を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 食料等の備蓄

⑤ 安心安全

- ・市民に対して各家庭における「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄、貴重品、常備薬、携帯ラジオ、照明器具、衣類等の非常持ち出し品の準備について周知啓発を図ります。また、防災倉庫への必要な資機材などの備蓄をはじめ、消費期限の近づいた食料品などの入替えや性別、年齢、要配慮者などに配慮した物品の備蓄を進めます。

【安心安全課】

2 支援物資の供給に係る連携体制等の整備

① 健康・医療／④ 産業・観光／⑤ 安心安全／⑪ リスクコミュニケーション

- ・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達に関する協定に基づいて、締結先と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うなど、連携体制の強化を図ります。

【安心安全課】

3 都市間交流・連携の推進

⑤ 安心安全／⑨ 協働・共生／⑪ リスクコミュニケーション

- ・各種協議会などの構成市町村との情報交換や連携強化、医療・防災分野の総合連携、広域的な交通網の活用による沿線都市とのスポーツ交流、文化イベントの共催などを通じて、市民交流と地域活性化のための連携交流事業を実施します。また、他の地方自治体との相互応援協定を締結するとともに、関係機関と連携して、災害対応の強化を図ります。【企画調整課】

4 計画的な水道施設の耐震化と更新

③ 都市基盤／⑫ 老朽化対策

- ・安定した水道水の供給を行うため、更新時期を迎えている水道管について、計画的に更新を行い、地震などの災害に強い管路の整備を行います。また、災害時などの対策として、施設の耐震化等を進めるとともに、経年化した施設については、重要性や劣化状況を考慮し、計画的な更新と改修を行います。【上水道整備課／浄水課】

5 配水管整備の推進

③ 都市基盤

- ・宅地化などの進展に伴う水需要に対応した配水管網の整備を行うとともに、既設管の改良整備や耐震管更新整備を行います。【上水道整備課】

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 **重点**

脆弱性の分析・評価

6 水質検査などによる安全性の確保

- ・水道水が水道法令などで定められている水質基準に適合し、安全であることを確認するため水質検査を実施する必要があります。

7 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

8 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

9 避難行動要支援者情報の充実【再掲】 リスクシナリオ1-1 P28

10 ボランティア活動の支援

- ・大規模な災害発生の報道により国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられることから、これらの支援を適切に受け入れる体制づくりとその支援を行う必要があります。

リスクへの対応方策

6 水質検査などによる安全性の確保

③ 都市基盤

- ・配水系統別の末端給水栓及び浄水施設の出口、全ての水源（深井戸）について水質検査を実施し、検査結果を市のホームページに掲載します。また、県央第二水道からの受水についても水質検査を実施します。【浄水課】

7 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

8 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

9 避難行動要支援者情報の充実【再掲】リスクシナリオ1-1 P29

10 ボランティア活動の支援

② 福祉／⑤ 安心安全／⑪ リスクコミュニケーション

- ・ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報等により、ボランティア活動の内容を被災者や行政職員等に周知するとともに、必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあつせんに努めます。【安心安全課／社会福祉課】

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-2 消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 消防施設の整備と装備の充実

- ・消防団の45箇所ある詰所について、計画的に建替えるなどの整備を行い、消防団の機能維持を図る必要があります。
- ・災害応急対策の拠点として災害から市民の生命、財産を守るため、経年劣化した消防庁舎の改修を実施するとともに、消防施設などの維持管理を行って長寿命化を図る必要があります。
- ・市民の生命・身体・財産の保護と被害の軽減に繋げるため、消防車両を計画的に整備し、総合的な消防体制の強化を図る必要があります。また、大規模災害における広域的な連携体制を強化するため、車両や装備を整備する必要があります。

2 通信指令体制の強化

- ・災害発生時は、市民からの消防救急要請が増加し、一時的に輻輳することが予想されることから、停電や通信障害が発生する中で業務を継続していくためにも通信指令体制を強化する必要があります。

3 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

4 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

5 地域の実情に応じた公園整備の推進【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

6 消防団員の確保対策の促進

- ・近年、各地で様々な災害や火災が相次いでおり、災害の多様化、複雑化が一層進むことが想定される中、少子高齢化等により地域防災の中核を担う消防団員の確保が困難になることから、団員確保のために必要な取り組みを実施する必要があります。

7 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

【再掲】 リスクシナリオ1-1 P30

8 地域防災リーダーの育成【再掲】 リスクシナリオ1-1 P30

リスクへの対応方策

1 消防施設の整備と装備の充実

⑤ 安心安全／⑫ 老朽化対策

- ・消防団の分団詰所は、耐用年数を超えて老朽化している施設の建替えなどを順次行なうとともに、移転の必要がある詰所については用地の取得も実施します。【消防本部総務課】
- ・消防庁舎などの劣化度を調査し、計画的に改修します。【警防課】
- ・消防用車両及び積載資機材を計画的に整備します。【警防課】

2 通信指令体制の強化

⑤ 安心安全

- ・災害時における被害を最小限に抑えるため、高機能消防指令センターの高度化を図るとともに計画的な維持管理を行い、安定したシステムの運用の確保を進めます。【通信指令課】

3 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

4 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

5 地域の実情に応じた公園整備の推進【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

6 消防団員の確保対策の促進

⑤ 安心安全

- ・機能別消防団員を導入し消防団員のすそ野を広げるとともに、市のホームページやSNS等によるPRや伊勢崎駅高架下自由通路等のデジタルサイネージでの団員募集の映像公開を行います。また、市内の大学や地域行事等で消防団の活動をPRすることで、消防団への理解促進とイメージアップを図ります。【消防本部総務課】

7 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

【再掲】 リスクシナリオ1-1 P31

8 地域防災リーダーの育成【再掲】 リスクシナリオ1-1 P31

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-3 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 施設・設備・医療機器の整備

- ・地域の中核病院として高度な医療水準をもって、市民の医療ニーズに応えられるよう医療器械の整備を進め、医療体制の充実を図る必要があります。

2 消防施設の整備と装備の充実【再掲】リスクシナリオ2-2 P50

3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進【再掲】リスクシナリオ1-1 P20

4 救急・災害時医療体制の充実

- ・二次救急医療機関及び災害拠点病院として、救急や災害時の医療提供体制の充実を図る必要があります。

5 災害医療に関わる人材の育成

- ・災害時における被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班の派遣・受入や救護所及び避難所運営等の総合的な調整といった災害医療コーディネーターの技能の維持・向上を図る必要があります。
- ・学生を含む多くの市民が、救急現場に居合わせた際に速やかに救命処置を実施出来るよう、普及啓発活動を促進し、救命率の向上を図る必要があります。

6 災害福祉支援ネットワークの推進

- ・介護サービス事業所が被災した場合の相互応援についての拡充や、県災害派遣福祉チーム、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要があります。

7 福祉避難所の指定【再掲】リスクシナリオ1-1 P28

8 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

9 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

10 地域の実情に応じた公園整備の推進【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

リスクへの対応方策

1 施設・設備・医療機器の整備

① 健康・医療

- ・地域の中核病院として質の高い医療を市民に提供できるよう、耐用年数が経過した医療器械を順次買い替えるとともに、施設や設備の計画的な整備を進めます。

【経営企画部総務課／経営企画部財務課】

2 消防施設の整備と装備の充実【再掲】リスクシナリオ2-2 P51

3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進【再掲】リスクシナリオ1-1 P21

4 救急・災害時医療体制の充実

① 健康・医療

- ・地域医療機関との役割分担による救急患者の受け入れ体制の強化と、災害医療活動訓練実施による災害時の職員の効率的、効果的な対応の習得やBCP（事業継続計画）の見直しなどを行います。【健康づくり課／経営企画部総務課】

5 災害医療に関わる人材の育成

① 健康・医療

- ・災害時における被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班の派遣・受入や救護所及び避難所運営等の総合的な調整といった災害医療コーディネーターの技能の維持・向上を図ります。また、災害医療コーディネート研修等の参加により、引き続き、災害医療・救急救護等に携わる人材の計画的な確保・育成の取組を進めます。

【経営企画部総務課】

- ・学生を含む多くの市民に対して、応急手当講習の普及啓発を行い、受講者数の増加により、バイスタンダーによる心肺蘇生実施率の向上を図ります。【救急課】

6 災害福祉支援ネットワークの推進

① 健康・医療

- ・介護サービス事業所が被災した場合の相互応援についての拡充や、県災害派遣福祉チーム、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築します。

【障害福祉課／高齢政策課／地域包括支援センター／介護保険課／経営企画部総務課】

7 福祉避難所の指定【再掲】リスクシナリオ1-1 P29

8 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

9 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

10 地域の実情に応じた公園整備の推進【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 感染症予防と予防接種の円滑な推進

- ・伊勢崎佐波医師会と連携して、新型コロナウイルスなどの感染症の予防及び疾病のまん延や重篤化防止に努める必要があります。

2 避難所での感染症対策

- ・避難所運営を行う際は、検温の実施や「密集」「密接」「密閉」を避けるなどの工夫が必要となることから、避難所における感染症拡大を予防するため、飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。

3 家畜防疫体制の整備

- ・大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があることから、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備しておく必要があります。

4 公共下水道の整備推進

- ・伊勢崎浄化センターを処理場とする事業計画区域において、汚水管の整備を推進することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る必要があります。また、県が管理する平塚水質浄化センターを処理場とする事業計画区域において、汚水管の整備を推進することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る必要があります。

5 公共下水道施設の更新と地震対策の推進

- ・安定的な汚水処理継続のため、施設を計画的かつ効率的に改修する必要があります。

リスクへの対応方策

1 感染症予防と予防接種の円滑な推進

① 健康・医療

- ・伊勢崎佐波医師会などへの委託による適正で安全な予防接種を推進するとともに、医師会と連携した新型コロナウイルスなどの感染症予防及び疾病のまん延や重篤化防止に努めます。

【健康づくり課】

2 避難所での感染症対策

① 健康・医療／⑤ 安心安全

- ・感染予防対策備品の配置をはじめ、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを実施するための体制整備を図ります。また、避難所開設時は受付や入口の設置をはじめ、避難生活で密になりやすい掲示板や充電場所、物資保管場所、トイレ・シャワー等について生活ルールの整備や十分なスペースの確保を進めます。【安心安全課／健康づくり課】

3 家畜防疫体制の整備

④ 産業・観光

- ・大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があることから、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備します。【農政課】

4 公共下水道の整備推進

③ 都市基盤

- ・事業計画区域のうち、人口密度の高い区域を中心に効果的及び効率的に污水管を整備します。

【下水道整備課】

5 公共下水道施設の更新と地震対策の推進

③ 都市基盤／⑫ 老朽化対策

- ・汚水の流入量の増加に対して、段階的に施設の増設を行うとともに、現有施設は効率的に改築・更新や耐震化を進めます。【下水道施設課】

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

6 し尿処理の適正化の推進

- ・し尿処理施設の老朽化が進む中で、最適な処理体制を確立し、安定的かつ効率的なし尿及び浄化槽汚泥処理を推進する必要があります。
- ・し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、処理施設内設備・機器の保守管理を安全かつ円滑に行い、衛生的な生活環境を維持する必要があります。
- ・老朽化しているし尿処理施設を統合し、経費の削減と安定したし尿処理を推進するため、し尿処理施設で受け入れた、し尿及び浄化槽汚泥を隣接する下水処理施設で処理する必要があります。

7 業務継続計画（下水道BCP）の運用

- ・大規模な災害等で施設や設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、伊勢崎市公共下水道事業業務継続計画（BCP）の運用を行う必要があります。

8 業務継続計画（し尿処理施設BCP）の運用

- ・市内のし尿処理施設が、巨大地震や水害等の災害に遭遇しても、住民生活や都市機能が困難な状況に陥る前にし尿処理を再開できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、運用を行う必要があります。

リスクへの対応方策

6 し尿処理の適正化の推進

⑥ 環境／⑫ 老朽化対策

- ・老朽化した茂呂クリーンセンターの基幹的設備修繕と、し尿処理施設統合に伴い必要となる補強整備を計画的に実施します。【資源循環課】
- ・各処理施設の定期的な補修や老朽化などに伴う故障箇所の修繕を実施し、施設機能を維持することにより、適正な維持管理を行います。【資源循環課】
- ・し尿及び浄化槽汚泥を茂呂クリーンセンターから伊勢崎浄化センター（下水処理施設）へ送り、計画的に処理を進めるとともに、必要な設備整備を進めます。【資源循環課】

7 業務継続計画（下水道BCP）の運用

③ 都市基盤／⑤ 安心安全

- ・伊勢崎市公共下水道事業業務継続計画（BCP）では、大規模地震発生後の状況を想定し、下水道機能の継続と早期復旧を図るため、非常時対応計画、事前対策計画など4つの計画を策定しています。今後は、本計画を基本とした訓練及び関係課との協議を継続して、安心して安全に暮らせる環境づくりを推進します。【下水道施設課／下水道整備課】

8 業務継続計画（し尿処理施設BCP）の運用

③ 都市基盤／⑤ 安心安全

- ・大規模地震発生後の状況を想定し、安全の確保及びし尿処理の継続と早期復旧を図るため、業務継続計画（し尿処理施設BCP）を策定します。策定後は、計画に基づき教育・訓練を実施するとともに、適時計画の見直しを行い、実効性を確保します。【資源循環課】

◆ 関連計画等

- ・群馬県国土強靱化地域計画
- ・第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画
- ・伊勢崎市地域防災計画
- ・伊勢崎市避難所運営マニュアル
- ・伊勢崎市都市計画マスタープラン
- ・伊勢崎市公共下水道事業業務継続計画（BCP）

【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点

脆弱性の分析・評価

1 公共施設の計画的な管理【再掲】 リスクシナリオ1-1 P20

2 業務継続計画の見直し

- ・ 現行の業務継続計画は、伊勢崎市地域防災計画の修正や新たな感染症対策など国・県の方針、社会経済情勢の変化等に対応して行政機能を確保するための見直しを行う必要があります。

3 情報通信部門の業務継続体制の整備

- ・ 大規模災害発生により、情報システムや情報通信等に影響が生じて、システム処理を要する業務に支障をきたすため、早期の復旧に向けた対応が必要となります。

4 大規模災害時における受援体制の構築

- ・ 大規模災害時には、平時の行政組織の対応能力を超える膨大な災害対応業務の発生をはじめ、庁舎や職員の被災により行政機能が大幅に低下する事態が想定されます。このような状況下においても様々な事態に対処できるよう、平時から受援体制の整備を進める必要があります。

5 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

6 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

リスクへの対応方策

1 公共施設の計画的な管理【再掲】 リスクシナリオ1-1 P21

2 業務継続計画の見直し

⑤ 安心安全／⑩ 行財政

・伊勢崎市地域防災計画の修正や新たな感染症対策など国・県の方針、社会経済情勢の変化をはじめ、行政組織の改正等に対応して概ね年1回業務継続計画を更新するとともに、全庁的に非常時優先業務実施マニュアルの見直しを行います。【安心安全課】

3 情報通信部門の業務継続体制の整備

⑨ 協働・共生／⑩ 行財政

・高い可用性が求められる情報システム及び情報通信、並びにバックアップデータ等を適正に管理するとともに、基盤管理事業者と連携して業務継続体制の維持に努めます。【情報政策課】

4 大規模災害時における受援体制の構築

⑤ 安心安全／⑩ 行財政／⑪ リスクコミュニケーション

・伊勢崎市災害時受援計画に基づいて、応援要請が想定される業務をあらかじめ特定するとともに、本計画の実行性を高めるため、平時から国、県、他の地方自治体、民間事業者、ボランティア等の各種団体と連携を図り、受援体制の整備を進めます。【安心安全課】

5 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

6 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

◆ 関連計画等

・第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画

・伊勢崎市業務継続計画(震災編)

・伊勢崎市災害時受援計画

・伊勢崎市都市計画マスタープラン

【目標4】 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞

脆弱性の分析・評価

1 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

・平成27年度に行った県内事業者へのアンケート調査によると、BCP策定済みまたは策定中は20.7%、策定検討中は17.4%、予定無しやBCPを知らない企業は61.8%となっています。大規模災害等が発生した場合でも、速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって重要かつ喫緊の課題であることから、引き続き、個別策定支援やワークショップによる策定支援などにより、中小企業のBCP策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要があります。

2 人材育成を通じた農業経営の体質強化

・大規模災害からの速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要があります。

3 事業者への金融支援

・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための県の制度融資は災害復旧に対応できる制度となっていますが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要となります。また、市においては県や金融機関等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を迅速に提供できるよう対応する必要があります。

4 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

5 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

リスクへの対応方策

1 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

④ 産業・観光

- ・令和3年度中に伊勢崎商工会議所及び群馬伊勢崎商工会と共同での作成を予定する事業継続力強化支援計画に沿って、大規模災害等が発生した場合でも、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業が速やかに事業を継続できるよう、企業訪問による個別策定支援や少人数で実際に策定を行うワークショップやセミナーの開催などにより、中小企業の事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力の強化を図ります。

【商工労働課】

2 人材育成を通じた農業経営の体質強化

④ 産業・観光

- ・大規模災害からの速やかな営農再開ができるよう、県などの研修会等の開催により、就農後の技術・経営力向上を促す支援の強化を図ります。【農政課】

3 事業者への金融支援

④ 産業・観光

- ・県の被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資について、被災事業者が必要とする制度の創設や変更があった場合に情報の提供に迅速かつ適切に対応できるよう、平時から県及び金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。

【商工労働課／農政課】

4 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

5 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

【目標4】 経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 食料等の安定供給の停滞 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 農業用施設の長寿命化・防災減災対策

- ・一級河川粕川に設置された粕川一ノ堰、二ノ堰、東堰は造成後 30 年以上が経過し、経年劣化による頭首工（堰）の損傷が見受けられることから、農業用水を安定供給するために施設の整備補修工事を実施し、長寿命化を図る必要があります。

2 卸売市場施設の整備

- ・災害等の緊急事態においても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、防災・減災対応を行うために卸売市場施設を整備する必要があります。

3 意欲ある農業者の確保・育成と生産基盤整備の推進

- ・農業従事者が減少、高齢化する中で、次世代を担う意欲ある担い手の育成・確保が不可欠となっています。関係機関と連携し、青年層の新規就農者や意欲ある担い手を支援するとともに、遊休農地の発生抑制及び解消や生産基盤の整備を推進し、持続可能な農業の振興を図る必要があります。

4 地元農産物振興の拡大

- ・地産地消や食育の推進などから地元農産物への期待が高まっています。これらの安定供給を図るとともに、ブランド農産物の育成を進め、普及と新たな販路拡大を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 農業用施設の長寿命化・防災減災対策

④ 産業・観光 / ⑫ 老朽化対策

- ・一級河川粕川に設置されている粕川一ノ堰、二ノ堰、東堰の整備補修工事を実施します。

【農政課／農村整備課】

2 卸売市場施設の整備

④ 産業・観光

- ・災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、防災・減災対応を行うための卸売市場施設の整備を促進します。【農政課】

3 意欲ある農業者の確保・育成と生産基盤整備の推進

④ 産業・観光

- ・意欲ある農業者への支援と生産基盤の整備に努め、安定的で生産性の高い農業の振興を図ります。【農政課／農村整備課】

4 地元農産物振興の拡大

④ 産業・観光

- ・安心・安全で高品質な地元農産物の生産を推進して、地産地消の取組と販路の拡大に努めます。【農政課／農村整備課】

【目標4】 経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 食料等の安定供給の停滞 **重点**

脆弱性の分析・評価

5 被災農地等の早期復旧対策

- ・大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあることから、早期に災害復旧工事を実施する必要があります。

6 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

7 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

リスクへの対応方策

5 被災農地等の早期復旧対策

④ 産業・観光

- ・大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあることから、早期復旧に向けた体制整備を図り、国の補助事業制度及び県単独事業を活用し、災害復旧事業を行います。

【農政課／農村整備課】

6 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

7 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

◆ 関連計画等

- ・群馬県国土強靱化地域計画
- ・第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画
- ・伊勢崎市都市計画マスタープラン
- ・伊勢崎市事業継続力強化支援計画

【目標5】 ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

脆弱性の分析・評価

1 再生可能エネルギーの導入促進

- ・再生可能エネルギー等の導入は、災害などによる停電時に自立分散型エネルギーとして電源確保にもつながることから、非常時に強いという利点を活かして、災害に強いまちづくりを進めるうえで利用を促進していく必要があります。

2 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

3 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P26

リスクへの対応方策

1 再生可能エネルギーの導入促進

④ 産業・観光

- ・太陽光発電システム等の設置は、自立分散型エネルギーとして電源確保につながることから、避難所となる公共施設を中心とした庁舎・学校・公民館等において、新築や改修の際に太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進します。【環境政策課】

2 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

3 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

**【目標5】 ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、
早期復旧を図る**

**5-2 上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止（取水・受水施設の損壊等
による用水供給の途絶を含む）**

脆弱性の分析・評価

- 1 計画的な水道施設の耐震化と更新【再掲】リスクシナリオ2-1 P46
- 2 配水管整備の推進【再掲】リスクシナリオ2-1 P46
- 3 水質検査などによる安全性の確保【再掲】リスクシナリオ2-1 P48

リスクへの対応方策

- 1 計画的な水道施設の耐震化と更新【再掲】 リスクシナリオ2-1 P47
- 2 配水管整備の推進【再掲】 リスクシナリオ2-1 P47
- 3 水質検査などによる安全性の確保【再掲】 リスクシナリオ2-1 P49

【目標5】 ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の分析・評価

1 公共下水道の整備推進【再掲】リスクシナリオ2-4 P54

2 地域に適した効率的な汚水処理の推進

- ・市街化区域などの人口密集地を下水道事業計画区域に定めるとともに、計画区域外においては、農業集落排水への接続や合併浄化槽への転換も含めて、汚水処理人口普及率の向上を図る必要があります。また、下水道処理区域の再編や汚水処理施設の統廃合により、効率的な事業運営を行う必要があります。

3 公共下水道施設、農業集落排水施設の効率的な維持管理の推進

- ・公共下水道、流域下水道、農業集落排水の各汚水処理施設の機能を保ち、安定した汚水処理ができるように補修等を行う必要があります。

4 市設置型浄化槽事業の推進

- ・境東新井地区及び境島村南部地区においては、市が浄化槽を設置して、維持管理を行うことにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る必要があります。

5 合併処理浄化槽への転換促進

- ・公共下水道や農業集落排水を利用できない市民に対して、合併処理浄化槽補助事業を積極的に推進することにより、河川の水質浄化と文化的な都市生活の向上に寄与する必要があります。また、首都圏の飲料水を守るとともに、市内の河川などの公共用水域の水質を保全する必要があります。

6 業務継続計画（下水道BCP）の運用【再掲】リスクシナリオ2-4 P56

リスクへの対応方策

1 公共下水道の整備推進【再掲】リスクシナリオ2-4 P55

2 地域に適した効率的な汚水処理の推進

③ 都市基盤

- ・下水道事業計画区域内においては、公共下水道の整備を促進するとともに、計画区域外においては、農業集落排水への接続促進や市設置型浄化槽事業による転換を図ります。また、農業集落排水処理施設の更新費用と公共下水道への接続費用との比較検討を行い、公共下水道への編入を進めます。【下水道施設課／下水道整備課】

3 公共下水道施設、農業集落排水施設の効率的な維持管理の推進

③ 都市基盤

- ・各処理施設機器を定期的に点検し、その結果に応じて短期的・中期的な計画を立て維持管理を行います。また、突発的な故障に対しては、緊急修繕を行い施設機能の維持を図ります。
【下水道施設課／下水道整備課】

4 市設置型浄化槽事業の推進

③ 都市基盤

- ・設置希望者から分担金を徴収して、個人の敷地内に浄化槽を設置するとともに、工事完成後は使用者から浄化槽使用料を徴収し、浄化槽の維持管理を行います。
【下水道施設課／下水道整備課】

5 合併処理浄化槽への転換促進

③ 都市基盤

- ・10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人に対して補助金を交付するとともに、既存の単独処理浄化槽や汲取り槽から転換する場合に対しては、補助金額を上乗せして交付を行い、合併処理浄化槽への転換を促進します。【資源循環課】

6 業務継続計画（下水道BCP）の運用【再掲】リスクシナリオ2-4 P57

【目標5】 ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性の分析・評価

1 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

2 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

3 集中豪雨時の道路ネットワーク確保

- ・ゲリラ豪雨などの集中豪雨時の道路冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となることから、冠水箇所の周知強化などの検討等を行う必要があります。

4 コミュニティバスの利便性向上

- ・市民の身近な移動手段であるコミュニティバスの重要性は増しており、市民ニーズや交通環境の変化に応じた路線、停留所の見直しや運行情報の提供など利便性の向上を図る必要があります。

リスクへの対応方策

- 1 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P27
- 2 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P27
- 3 集中豪雨時の道路ネットワーク確保

③ 都市基盤

- ・冠水箇所への注意喚起の標識等を設置することにより、通行者への周知強化を図ります。

【道路維持課】

4 コミュニティバスの利便性向上

③ 都市基盤

- ・市民ニーズ、交通環境の変化に応じた路線の見直しや乗り換え案内などの情報提供ツールを整備して、コミュニティバスの利便性向上に努めます。【交通政策課】

◆ 関連計画等

- ・第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画
- ・第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・伊勢崎市橋梁長寿命化修繕計画
- ・伊勢崎市都市計画マスタープラン

【目標6】 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺

脆弱性の分析・評価

1 落下物の安全対策

- ・大規模な地震では、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラス、外壁材、看板等の損壊・落下による被害も発生し、福岡県西方沖地震（平成17年3月）では、市街地にあるビルの窓ガラスが割れ、道路に落下する事態が発生しました。このような事態を避けるため、対策を進める必要があります。

2 ブロック塀の危険性の周知

- ・地震発生に伴ってブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになって死傷者が発生するほか、避難や救援活動のための通行に支障をきたすことから、ブロック塀の安全性を高める対策を進める必要があります。

3 緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化【再掲】リスクシナリオ1-1 P24

4 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

5 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

リスクへの対応方策

1 落下物の安全対策

③ 都市基盤

- ・窓ガラス、外壁材、看板等の損壊・落下による被害に対して、地震時における建築物からの落下を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図ります。さらに落下物防止対策の実施状況を把握するとともに、危険な建築物については所有者に対して改善指導を行います。【建築指導課】

2 ブロック塀の危険性の周知

③ 都市基盤

- ・ブロック塀の倒壊の危険性について、パンフレット等の配布やホームページでの周知を行うとともに、引き続き所有者等からの依頼に応じた点検等の実施や必要に応じた改善指導等を行います。【建築指導課】

3 緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P25

4 幹線道路の整備【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

5 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】 リスクシナリオ1-1 P27

【目標6】 制御不能な二次災害を発生させない

6-2 防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生 **重点**

脆弱性の分析・評価

1 ため池の防災対策

・平成30年7月豪雨など、近年、豪雨や地震などにより多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生していることから、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することが必要になります。市内のため池は、明治以前に築造されたものが多く、施設の老朽化が進行していることから、国庫補助事業等を活用し、計画的に施設機能を長寿命化させる予防保全に取り組む必要があります。

2 河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進

【再掲】リスクシナリオ1-2 P32

3 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

4 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P26

5 水防体制の強化【再掲】リスクシナリオ1-2 P34

リスクへの対応方策

1 ため池の防災対策

④ 産業・観光／⑫ 老朽化対策

・ため池が決壊した場合や決壊するおそれのある場合に適切かつ迅速に避難するために、市内にある防災重点ため池のハザードマップを作成し、市民に対して予測される被害の範囲や避難場所などの周知啓発を図ります。また、老朽化や耐震性等の堤体の安全性が危惧されるため池について、計画的に施設機能を長寿命化させる予防保全に取り組みます。【農村整備課】

2 河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進

【再掲】リスクシナリオ1-2 P33

3 幹線道路の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

4 橋梁及び道路舗装の長寿命化【再掲】リスクシナリオ1-1 P27

5 水防体制の強化【再掲】リスクシナリオ1-2 P35

【目標6】 制御不能な二次災害を発生させない

6-3 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性の分析・評価

1 有害物質の拡散・流出防止対策

- ・災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が河川等へ流出するといった水質汚濁事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、これらの施設等の日常的な維持管理を適正に行うよう法令に基づき指導するとともに、事故発生時における関係機関との連絡体制の徹底を図る必要があります。また、テロ及び事故等による化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施し、対処能力の向上を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 有害物質の拡散・流出防止対策

⑤ 安心安全

- ・災害によって有害物質が河川等へ流出することを未然に防止するため、有害物質を取り扱う特定事業場等における適正な維持管理を促すとともに、有害物質が流出した際に拡散防止の措置を連携して的確に行うことができる体制を構築し、その機能が発揮できるよう関係機関に働きかけます。また、テロ及び事故等による化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施し、対処能力の向上を図ります。【環境政策課／予防課／警防課】

【目標6】 制御不能な二次災害を発生させない

6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性の分析・評価

1 耕作放棄地の解消と農地集約による利活用の促進

- ・認定農業者を確保・育成することにより、農業経営基盤と生産基盤の強化をはじめ、高齢化や後継者不足による耕作放棄地の解消などを図ります。また、農地中間管理機構を活用して、農地の集積・集約を図る必要があります。

2 地域コミュニティ機能と農地、農業用施設の維持・発揮

- ・農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるだけでなく、共同活動の困難化に伴って、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されています。このため、農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取り組みを進めて、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要があります。また、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要があります。

リスクへの対応方策

1 耕作放棄地の解消と農地集約による利活用の促進

④ 産業・観光

- ・将来の農地利用や地域農業のあり方を検討して、地域が抱える人と農地の問題を解決するための人・農地プランに位置づけるとともに、農地中間管理機構の活用を推進します。

【農政課／農業委員会事務局】

2 地域コミュニティ機能と農地、農業用施設の維持・発揮

④ 産業・観光

- ・農業者を主体として地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動を多面的機能支払交付金等により支援して、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革の後押しを進めます。【農政課／農村整備課】

【目標6】 制御不能な二次災害を発生させない

6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性の分析・評価

- 1 防災情報の迅速な提供と多様化【再掲】リスクシナリオ1-5 P40
- 2 広報媒体及びSNSを活用した行政情報の提供
【再掲】リスクシナリオ1-5 P40
- 3 本市の魅力を生かした積極的な観光情報の発信
 - ・県外からの観光客の誘致によるにぎわいのあるまちづくりを推進しながら、本市の知名度アップを図る必要があります。
 - ・本市をはじめ、富岡市、藤岡市、下仁田町、深谷市、本庄市、熊谷市が「絹」をテーマに連携し、同地域を「上武絹の道」としてブランド化を図るとともに、都市間の魅力的な観光資源を結び付けるなど、地域連携による観光振興を推進する必要があります。

リスクへの対応方策

- 1 防災情報の迅速な提供と多様化【再掲】リスクシナリオ1-5 P41
 - 2 広報媒体及びSNSを活用した行政情報の提供
【再掲】リスクシナリオ1-5 P41
 - 3 本市の魅力を生かした積極的な観光情報の発信
- ④ 産業・観光**
- ・JR東日本や東武鉄道、NEXCO東日本と連携を図り、観光誘客キャンペーンや鉄道駅などにポスターを掲示することなどにより、首都圏を対象に観光客誘致を推進します。
【文化観光課】
 - ・関連する自治体（7市町）で「上武絹の道運営協議会」を設立し、広域観光に係る資料の収集や各地域の情報交換を実施します。【企画調整課】

【目標6】 制御不能な二次災害を発生させない

6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性の分析・評価

4 ブランド化の推進と流通の拡大

- ・安心、安全な農産物の供給を基本に、市内産農畜産物の魅力や消費者の信頼を高めることで、ブランド力・販売競争力の向上を図る必要があります。

5 商工業の活性化

- ・商店街の魅力を向上させる取組の支援により、にぎわいのあるまちづくりを推進する必要があります。また、経済活動の国際化や多様化が進む中で、競争力を高めて、経営基盤の強化に取り組んでいる中小企業を支援することにより、地域経済の更なる発展を推進する必要があります。

6 積極的な企業誘致活動の展開

- ・市内企業の受注増加や就業人口の増加など、地域経済全体の活性化を図るため、優良企業の誘致を進める必要があります。

リスクへの対応方策

4 ブランド化の推進と流通の拡大

④ 産業・観光

- ・農産物のブランド化事業を核に、Made in いせさき地域ブランド研究会との連携による商品開発や販路開拓を進めます。また、地産地消推進の店と連携したイベント等を実施し、地元農産物をPRするとともに、学校給食への利用促進を図ります。【農政課】

5 商工業の活性化

④ 産業・観光

- ・商店街組合などが実施するイベントなどの事業や市内中小企業が、新技術・新製品の開発を行う場合に補助金を交付するなど、商工業の活性化を図ります。また、各種融資制度や伝統産業の振興、販路拡大への支援などを実施します。【商工労働課】

6 積極的な企業誘致活動の展開

④ 産業・観光

- ・工業団地などに進出する企業への優遇措置として、奨励金を交付する立地支援策及び支援策などのPRを兼ねた積極的な企業誘致によって、優良企業を誘致するとともに、進出企業との協業を支援します。【企業誘致課】

◆ 関連計画等

- ・群馬県国土強靱化地域計画
- ・第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画
- ・第3期伊勢崎市耐震改修促進計画（2021-2025）
- ・伊勢崎市都市計画マスタープラン

【目標7】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・評価

1 廃棄物処理施設の整備

- ・清掃リサイクルセンター21において、老朽化した工場棟の屋根改修や、リサイクルプラザの設備の更新を行う必要があります。

2 災害廃棄物処理計画の見直し

- ・伊勢崎市災害廃棄物処理計画については、伊勢崎市地域防災計画や群馬県災害廃棄物処理計画の改定や関係法令、社会経済情勢等の変化に応じて、適宜追加・修正を行う必要があります。

3 被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知

- ・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあることから、今後は災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等をより広く周知する必要があります。

リスクへの対応方策

1 廃棄物処理施設の整備

⑥ 環境 / ⑫ 老朽化対策

- ・老朽化した清掃リサイクルセンター21の施設の長寿命化や施設改修を計画的に実施します。
【清掃リサイクルセンター21】

2 災害廃棄物処理計画の見直し

⑥ 環境

- ・災害廃棄物処理計画の見直しを行う際は、他の地域で災害廃棄物処理を行っている事例について、対応状況等の情報収集に努めるとともに、収集した情報を評価し、適宜計画の見直しを行います。【資源循環課】

3 被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知

⑥ 環境

- ・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあることから、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知を行います。【建築指導課】

【目標7】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・評価

1 ボランティア活動の支援【再掲】リスクシナリオ2-1 P48

2 地域経済を支える担い手の確保

- ・全国的に人口減少が進む中、東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、U I Jターンによる起業・就業者の創出等を図り、本市への移住を促進する必要があります。

3 耕作放棄地の解消と農地集約による利活用の促進

【再掲】リスクシナリオ6-4 P80

4 道路施設等の応急復旧体制の整備

- ・災害発生時において、迅速な救助・救急、復旧・復興を図るためには、早期の緊急通行車両の通行確保が重要となりますが、本市においては、具体的な道路啓開のあり方が明確になっていないことから、道路啓開体制を確立する必要があります。

リスクへの対応方策

1 ボランティア活動の支援【再掲】リスクシナリオ2-1 P49

2 地域経済を支える担い手の確保

④ 産業・観光

- ・群馬県が主催する地方移住希望者を対象とした各種移住相談会へ出展するなど、本市の住み良さのPRを通じて移住を推進します。また、東京圏からの移住者に対して、諸条件に基づき移住支援金を交付します。【企画調整課／商工労働課】

3 耕作放棄地の解消と農地集約による利活用の促進

【再掲】リスクシナリオ6-4 P81

4 道路施設等の応急復旧体制の整備

⑤ 安心安全

- ・災害発生時に、立ち往生車両や家屋倒壊が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため、道路啓開体制を整備します。【土木課／道路維持課】

【目標7】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性の分析・評価

1 地域コミュニティ力の強化

- ・災害時の地域住民の対応力を向上させるためには、平常時からハザードマップの作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進して、地域コミュニティ力を向上させる必要があります。
- ・大規模災害時には、「自助」、「共助」、「公助」の考え方のもと、各々の適切な役割に基づき、互いに連携することで被害の軽減が図られます。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等に伴い、今後その維持が困難となることが懸念されることから、地域コミュニティの維持・強化を図る必要があります。

2 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

【再掲】 リスクシナリオ1-1 P30

3 地域防災リーダーの育成【再掲】 リスクシナリオ1-1 P30

4 文化財の調査研究と情報発信

- ・貴重な文化財が失われないよう、地域に埋もれた文化財を掘り起こし、調査研究を進める必要があります。また、市民への企画展の開催などの情報発信に努めることにより、文化財への理解と親しみを深める必要があります。

リスクへの対応方策

1 地域コミュニティ力の強化

⑤ 安心安全／⑨ 協働・共生

- ・ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進します。

【安心安全課】

- ・「共助」の基盤となる地域コミュニティが、地域課題に対して主体的に取り組む仕組みづくりを推進するとともに、地域活動の拠点となる町内会議所の整備に対して支援を行います。

【行政課】

2 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化

【再掲】 リスクシナリオ1-1 P31

3 地域防災リーダーの育成【再掲】 リスクシナリオ1-1 P31

4 文化財の調査研究と情報発信

⑧ 生涯学習・スポーツ・文化

- ・文化財の調査研究を行い、新たな文化財の指定と登録を進めることで貴重な文化財の保存を進めるとともに、調査研究の成果について発掘調査現地説明会や埋蔵文化財展を開催し、貴重な文化財に対する市民の意識を高めます。【文化財保護課】

【目標7】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性の分析・評価

5 文化財の保存活用

- ・文化財に関する資料展示や学習・研究の機会を提供することで、郷土の歴史や民俗に関する知識・理解の向上を図り、郷土愛を育む必要があります。
- ・事務所兼展示施設である赤堀歴史民俗資料館と田島弥平旧宅案内所について、市民や来訪者が安心して入館利用できるよう、定期的な点検や修繕、計画的な改修や整備を進めていく必要があります。また、埋蔵文化財や民俗資料等を保管するための文化財資料保管施設についても、適切な保管が出来るよう、計画的な改修や整備を進めていく必要があります。
- ・世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である史跡田島弥平旧宅や国指定史跡については、保全や整備・活用を図りながら、歴史や地域文化の理解、振興を図る必要があります。

6 伝統芸能などの保存と継承

- ・地域に根ざした伝統芸能を保護・保存するとともに、周知啓発を行い次世代への継承を促進して、人材育成に努める必要があります。

7 計画的な地籍調査の推進

- ・地籍の明確化を図るための地籍調査を推進して、災害復旧の迅速化や環境整備のための基礎づくりを行う必要があります。

リスクへの対応方策

5 文化財の保存活用

⑧ 生涯学習・スポーツ・文化

- ・赤堀歴史民俗資料館における歴史文化講座や企画展、季節展などの開催をはじめとして、収蔵品のデジタルデータ化による資料台帳の整理を進めることで、貴重な資料の保存に努めます。【文化財保護課】
- ・建造物の調査を通じて劣化状況を把握するとともに、適切な改修や整備を計画的に進めます。【文化財保護課】
- ・史跡田島弥平旧宅については、調査結果に基づき各種建造物などの保全や修復を計画的に実施して、史跡の整備・保存を進めるとともに公開範囲を拡充します。また、国指定史跡については、遺跡の全容把握と保存策の検討を行いながら、遺跡を整備し、適切な活用を図ります。【文化財保護課】

6 伝統芸能などの保存と継承

⑧ 生涯学習・スポーツ・文化

- ・郷土の伝統芸能である有形無形民俗文化財を伝承している各種保存団体と情報を交換するとともに、保存及び活用について各団体と連携し、伝統芸能が失われることが無いよう、次世代への継承等に対する支援を行います。【文化財保護課】

7 計画的な地籍調査の推進

③ 都市基盤

- ・国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき作成した10カ年計画により、調査区域ごとに説明会や土地の現況調査などを実施し、3カ年で事業を完了します。【農村整備課】

◆ 関連計画等

- ・群馬県国土強靱化地域計画
- ・第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画
- ・伊勢崎市災害廃棄物処理計画
- ・伊勢崎市都市計画マスタープラン

6 国・県、周辺自治体等との連携

広域にわたる大規模災害が発生した場合に、住民の生命財産を守り、早期の復旧復興を果たすためには、国・県、周辺自治体等と連携しながら取り組むことが重要となります。

本市の強靱化を実効性の高いものとするためには、広域にわたる大規模自然災害の発生も想定して、国の基本計画や県計画との調和を図りながら効果的に施策を推進するとともに、国が進める「流域治水」の取り組みや群馬県が策定した「ぐんま県土整備プラン 2020（令和2年12月）」に位置づけられている防災・減災事業の事業促進に取り組んでいきます。

また、利根川を挟んで隣接する埼玉県本庄市及び深谷市との相互応援協定の締結など、周辺自治体や関係自治体で構成する各種協議会において、防災・消防・医療分野での都市間連携を推進し、広域連携の視点も取り入れながら避難や受援体制等の構築を推進していきます。

第4章 計画の推進体制

1 計画の進行管理（事業・KPI）

本計画の実効性を確保するとともに、各施策の進捗状況を把握するため、アクションプランを策定して、計画の進行管理を毎年度行うこととします。

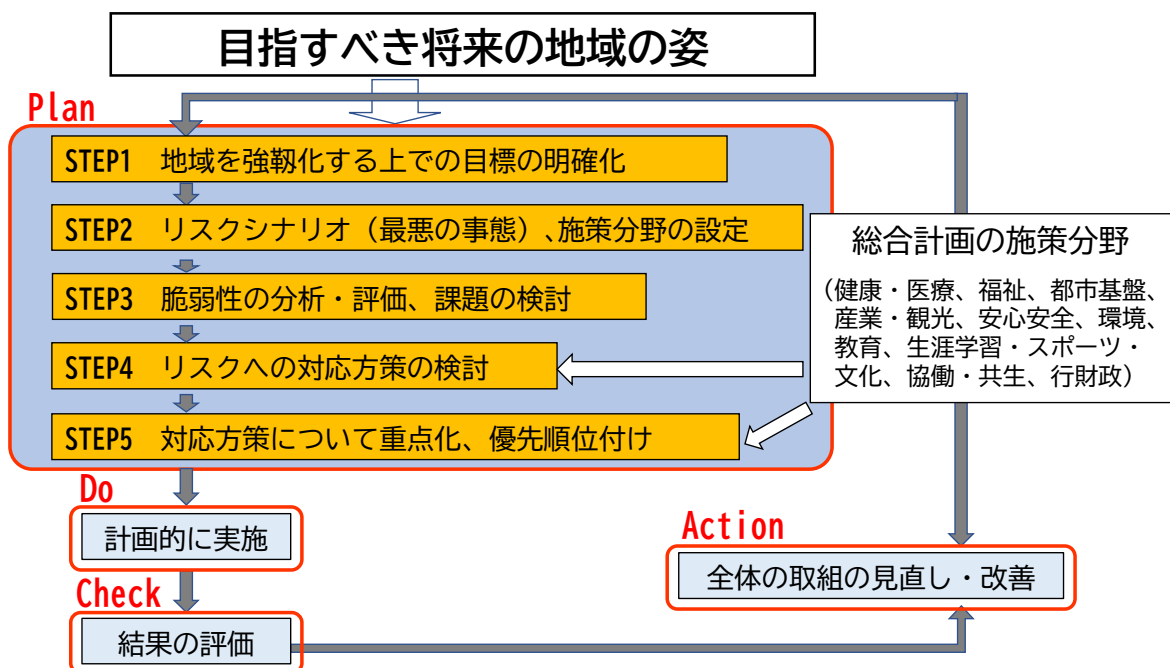
進行管理については、総合計画との調和を図る観点から、実施計画やまちづくりの指標（成果指標）の活用により、実効性の高い計画とします。

2 計画の見直し（改定）

本計画については、国の基本計画及び県計画の見直し、総合計画や地域防災計画等の改定、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直し（改定）を行います。

なお、本計画に位置づけられた国土強靱化に関する事項は、他の分野別計画における指針となることから、各分野別計画の見直しや次期計画の策定等においては必要な検討を行い、本計画との整合を図ることとします。

■計画の見直しイメージ



出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）策定・改訂編（令和3年6月）をもとに作成

資料編

- ・マトリクス表
- ・主な重要業績指標（K P I）一覧
- ・緊急輸送道路
（災害時に通行を確保すべき道路）
- ・用語解説
- ・計画の策定体制
- ・計画の策定経過

マトリクス表

●：再掲 [1/3]

事前に備えるべき目標 (7)	起きてはならない最悪の事態 (24)	① 健康・医療	② 福祉	③ 都市基盤	④ 産業・観光	⑤ 安心安全	⑥ 環境	⑦ 教育	⑧ 生涯学習・スポーツ・文化	⑨ 協働・共生	⑩ 行財政	⑪ リスクコミュニケーション	⑫ 老朽化対策	プログラムの評価 (脆弱性を評価)
1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による多数の死者の発生 (二次災害を含む)	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ○伊勢崎駅周辺の中心市街地の整備 ○避難行動要支援者情報の充実	○住宅の耐震対策の促進 ●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ○管理不全な空き家の適正管理の推進 ○空き家の利活用の推進 ○地域の耐震化 ○緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化 ○市街地の整備 ○伊勢崎駅周辺の中心市街地の整備 ○商業住宅街地整備促進事業の推進 ○幹線道路の整備 ○橋梁及び道路舗装の長寿命化 ○生活道路の整備 ○地域・学校との連携による危険箇所の調査	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	○建築物の総合的な安全対策の推進 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●生活道路の整備 ○避難場所などの環境整備の推進 ○指定緊急避難場所・指定避難所の指定 ●管理不全な空き家の適正管理の推進 ○空き家の利活用の推進 ○地域の実情に応じた公園整備の推進 ○計画的な公園施設の修繕や改修の推進	○安心・安全なスポーツ施設の計画的な整備 ●避難行動要支援者情報の充実 ○教育施設の計画的な整備 ●安心・安全なスポーツ施設の計画的な整備	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ●避難行動要支援者情報の充実 ○教育施設の計画的な整備 ●安心・安全なスポーツ施設の計画的な整備	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ●避難行動要支援者情報の充実 ○教育施設の計画的な整備 ●安心・安全なスポーツ施設の計画的な整備	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ●避難行動要支援者情報の充実 ○教育施設の計画的な整備 ●安心・安全なスポーツ施設の計画的な整備	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ●避難行動要支援者情報の充実 ○教育施設の計画的な整備 ●安心・安全なスポーツ施設の計画的な整備	●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成	●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成	【現状】健康・医療、産業・観光の分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●安全・安全なスポーツ施設等の整備 ●計画的な公園施設の修繕や改修の推進 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●避難場所などの環境整備の推進
1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な停電、浸水をもたらすことによる多数の死者の発生		●福祉避難所の指定 ●避難行動要支援者情報の充実	○河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進 ●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ○適正な土地利用の推進 ●安全なまちづくりの推進 ●地域・学校との連携による危険箇所の調査		●河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進 ○内水被害の防止 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●避難場所などの環境整備の推進 ●適正な土地利用の推進 ●安全なまちづくりの推進 ○治水ハザードマップの普及啓発 ○防水体制の強化 ●指定緊急避難場所・指定避難所の指定 ●福祉避難所の指定 ●避難行動要支援者情報の充実 ●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成 ○地域・学校との連携による危険箇所の調査		●避難行動要支援者情報の充実 ●地域・学校との連携による危険箇所の調査			●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成	●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成	【現状】健康・医療、産業・観光の分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●治水関連施策を踏まえた、各管轄施設の立地の見直しや推進等が施策として考えられる。	
1-3	大雪による交通遮断等に伴う多数の死者の発生					○大雪時の交通規制 ○除雪体制の整備 ○除雪に関する基本的な方針等の策定 ○雪害対策マニュアル等の整備 ○大雪が見込まれる際の市民への情報発信								【現状】安心安全を除く施策分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●大雪が見込まれる際の市民への情報発信
1-4	猛暑による熱中症を伴う多数の死者の発生	○熱中症予防対策の徹底				○熱中症警戒アラートの普及啓発		○学校施設における空調機の更新 ●学校施設における空調機の更新 ●熱中症予防対策の徹底				●熱中症予防対策の徹底		【現状】福祉、都市基盤、産業・観光等の分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●観光客への熱中症警戒情報の周知等が施策として考えられる。
1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死者の発生		●避難行動要支援者情報の充実	●地域・学校との連携による危険箇所の調査		○防災情報の迅速な提供と多様化 ○水防体制の強化 ●避難行動要支援者に対する円滑な情報提供体制の整備 ●避難行動要支援者情報の充実 ●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成 ○防災訓練の充実 ○分散避難等の促進		●避難行動要支援者情報の充実 ●地域・学校との連携による危険箇所の調査				●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成 ●内食などの連携体制づくりの推進 ●防災訓練の充実		【現状】健康・医療、産業・観光の分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●観光客に対する災害情報の迅速な発信体制の整備等が施策として考えられる。
2-1	被災地での食料、飲料水、生命に関わる物資供給の長期停止	○支援物資の供給に係る連携体制等の整備	●避難行動要支援者情報の充実 ○ボランティア活動の支援	○計画的な水道施設の耐震化と更新 ○配水管整備の推進 ○危機管理などによる安全性の確保 ●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	○支援物資の供給に係る連携体制等の整備	○食料等の備蓄 ●支援物資の供給に係る連携体制等の整備 ●都市間交流、連携の推進 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●避難行動要支援者情報の充実 ○ボランティア活動の支援		●避難行動要支援者情報の充実				●支援物資の供給に係る連携体制等の整備 ●都市間交流、連携の推進 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ○ボランティア活動の支援		【現状】環境、生涯学習、スポーツ・文化、行財政等の分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●計画的な水道施設の耐震化 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●避難行動要支援者情報の充実 ○ボランティア活動の支援
2-2	消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足			●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化		○消防施設の整備と装備の充実 ○通信や体制の強化 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●消防訓練の確保対策の促進 ●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成	●地域の実情に応じた公園整備の推進					●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成	●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成	【現状】健康、医療、福祉、産業、観光、教育、生涯学習、スポーツ・文化等の分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●自家発電設備の整備等の施策が考えられる。
2-3	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	○施設・設備・医療機器の整備 ●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ●避難行動要支援者情報の充実 ○災害福祉支援ネットワークの推進	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ●福祉避難所の指定	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	●消防施設の整備と装備の充実 ●避難行動要支援者情報の充実 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	●地域の実情に応じた公園整備の推進	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	●多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	●消防施設の整備と装備の充実 ●避難行動要支援者情報の充実 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	●消防施設の整備と装備の充実 ●避難行動要支援者情報の充実 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	【現状】教育、リスクコミュニケーション等の分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●学生に対する救急救済訓練の推進等の施策が考えられる。
2-4	被災地における疫病、感染症等の大規模発生	○感染症予防と予防接種の両方への対応 ○避難所での感染症対策		○公共下水道の整備推進 ○公共下水道施設の更新と地盤対策の推進 ○業務継続計画（下水道BCP）の運用 ○業務継続計画（し尿処理施設BCP）の運用	○家畜防疫体制の整備	●避難所での感染症対策 ●業務継続計画（下水道BCP）の運用 ●業務継続計画（し尿処理施設BCP）の運用	○し尿処理の適正化の推進							【現状】福祉、安心安全等の分野に結びつく施策が不足している。 【課題】 ●福祉避難所での感染症対策の推進等の施策が考えられる。

事前に備えるべき目標(7)	超えてはならない最悪の事態(24)	① 健康・医療	② 福祉	③ 都市基盤	④ 産業・観光	⑤ 安心安全	⑥ 環境	⑦ 教育	⑧ 生涯学習・スポーツ・文化	⑨ 協働・共生	⑩ 行財政	⑪ リスクコミュニケーション	⑫ 老朽化対策	プログラムの評価(脆弱性を評価)
3 大規模自然災害発生後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化		○業務継続計画の見直し ○大規模災害時における受援体制の構築 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化					○情報通信部門の業務継続体制の整備 ●公共施設の計画的な管理 ●業務継続計画の見直し ●情報通信部門の業務継続体制の整備 ●大規模災害時における受援体制の構築	●公共施設の計画的な管理 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	●公共施設の計画的な管理 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	【現状】 ・安心安全・行政分野等を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・市職員の子どもの一時的かり場所の確保等の施策が考えられる。
4 大規模自然災害発生後であつても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞 4-2 食料等の安定供給の停滞			●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	○企業の事業継続計画(BCP)策定の促進 ○人材育成を通じた農業経営の体質強化 ○事業者への金融支援 ○農業用施設の長寿命化・防災減災対策 ○卸売市場施設の整備 ○意欲ある農業者の確保・育成と生産基盤整備の推進 ○地元産産物振興の拡大 ○被災農地等の早期復旧対策	●橋梁及び道路舗装の長寿命化						●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●農業用施設の長寿命化・防災減災対策 ●観光及び道路舗装の長寿命化	【現状】 ・産業・観光を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・官民連携の訓練の実施等の施策が考えられる。 【課題】 ・産業・観光を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・関係機関との物質的供給や協定に関する協定の見直し、締結等の施策が考えられる。	
5 大規模自然災害発生後であつても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 5-2 上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止(取水・受水施設の損壊による取水・送水施設の損壊等による用水供給の途絶を含む) 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●計画的な水道施設の耐震化と更新 ●配水装置の推進 ●水質検査などによる安全性の確保 ●公井下水道の整備推進 ○地域に適した効率的な汚水処理の推進 ○公井下水道施設、農業用汚水施設の高率での維持管理の推進 ○市設置型浄化槽事業の推進 ○合併処理浄化槽への転換促進 ●業務継続計画(下水道BCP)の運用	○再生可能エネルギーの導入促進	●橋梁及び道路舗装の長寿命化						●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●計画的な水道施設の耐震化と更新	【現状】 ・健康・医療、福祉等の分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・災害協定の締結や企業等の防災体制の確立等が施策として考えられる。 【現状】 ・都市基盤を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・トイシの備蓄や災害協定の締結等が施策として考えられる。	
5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止				●幹線道路の整備 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ○集中豪雨時の道路ネットワーク確保 ○コミュニティバスの利便性向上	●橋梁及び道路舗装の長寿命化							●橋梁及び道路舗装の長寿命化	【現状】 ・都市基盤を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・災害協定の締結等が施策として考えられる。	
6 沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺				○落下物の安全性の周知 ●緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化 ●幹線道路の整備	●橋梁及び道路舗装の長寿命化							●橋梁及び道路舗装の長寿命化	【現状】 ・都市基盤を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・通学路の安全確保等が施策として考えられる。	
6-1 防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生				●河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進 ●幹線道路の整備	○ため池の防災対策 ●河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化 ●水防体制の強化							●ため池の防災対策 ●河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進 ●橋梁及び道路舗装の長寿命化	【現状】 ・都市基盤、産業、観光、安心安全を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・国、県、関係団体等と連携した、市取を推進させるための持組の整備等が施策として考えられる。	
6-2 制御不能な二次災害が発生させない	有害物質の大規模拡散・流出					○有害物質の拡散・流出防止対策								【現状】 ・安心安全を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・危険有害対策等が施策として考えられる。
6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				○耕作放棄地の解消と農地維持による利活用の促進 ○地域コミュニティ機能と農地、農業用施設の維持・振興										【現状】 ・産業・観光を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・農業者の担い手の確保等が施策として考えられる。
6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響				○本市の魅力を生かした積極的な観光情報の発信 ○ブランド化の推進と流通の拡大 ○農工業の活性化 ○積極的な企業誘致活動の展開	●防災情報の迅速な提供と多様化 ●広報媒体及びSNSを活用した行政情報の提供								【現状】 ・産業・観光、協働・共生を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・外国人住民、観光客に向けた災害情報の多言語での整備や日本語習得者の拡充等が施策として考えられる。	

事前に備えるべき目標 (7)	起きてはならない最悪の事態 (24)	① 健康・医療	② 福祉	③ 都市基盤	④ 産業・観光	⑤ 安心安全	⑥ 環境	⑦ 教育	⑧ 生涯学習・スポーツ・文化	⑨ 協働・共生	⑩ 行財政	⑪ リスクコミュニケーション	⑫ 老朽化対策	プログラムの評価 (脆弱性を評価)
7 大規模自然災害発生後、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の滞りにより復旧・復興が大幅に遅れる事態						○廃棄物処理施設の整備 ○災害廃棄物処理計画の見直し ○被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知						●廃棄物処理施設の整備	【現状】 ・撤去を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・災害廃棄物の撤去に係るボランティアとの連携等が加齢として考えられる。
	7-2 道路橋梁等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		●ボランティア活動の支援		○地域経済を支える担い手の確保 ●耕作放棄地の解消と農地集約による利活用の促進	●ボランティア活動の支援 ○道路施設等の応急復旧体制の整備						●ボランティア活動の支援	○ボランティア活動の支援	【現状】 ・産業・観光、安心安全を除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・道路開通計画策定等が施策として考えられる。
	7-3 貴重な文化財や環境的遺産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の喪失・喪失				○計画的な地籍調査の推進		○地域コミュニティの強化 ●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成			○文化財の調査研究と情報発信 ○文化財の保存活用 ○伝承芸能などの保存と継承	●地域コミュニティの強化 ●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成		●実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化 ●地域防災リーダーの育成	【現状】 ・安全安心、生涯学習・スポーツ、文化、協働・共生、リスクコミュニケーションを除く施策分野に紐づく施策が不足している。 【課題】 ・資料館等の施設の老朽化対策や文化財修復技術を持った人材の確保等が施策として考えられる。
施策分野ごとの評価 (整理)		○救急医療情報キット配布 ○社会福祉施設の防災・減災対策	○社会福祉施設の防災・減災対策	○道路、公園等のバリアフリー化の推進	○外国人観光客に対する災害情報の迅速な提供と多様化	○地震ブレイカーの普及促進 ○通信、伝達手段の多様化	○建築物等の脱炭素化 ○避難所施設等への再生可能エネルギー設備の導入の推進 ○災害廃棄物の撤去に関わるボランティアとの連携	○避難所となる体育館のトイレの洋式化の推進 ○防災教育の推進	○スポーツ・文化施設等のバリアフリー化の推進	○外国人住民・労働者に対する災害情報の迅速な提供と多様化	○庁舎被災時の代替施設等の検討・整備	○輪番ボランティアとの連携・支援	○道路施設点検時のドローンの活用	

主な重要業績指標（KPI）一覧

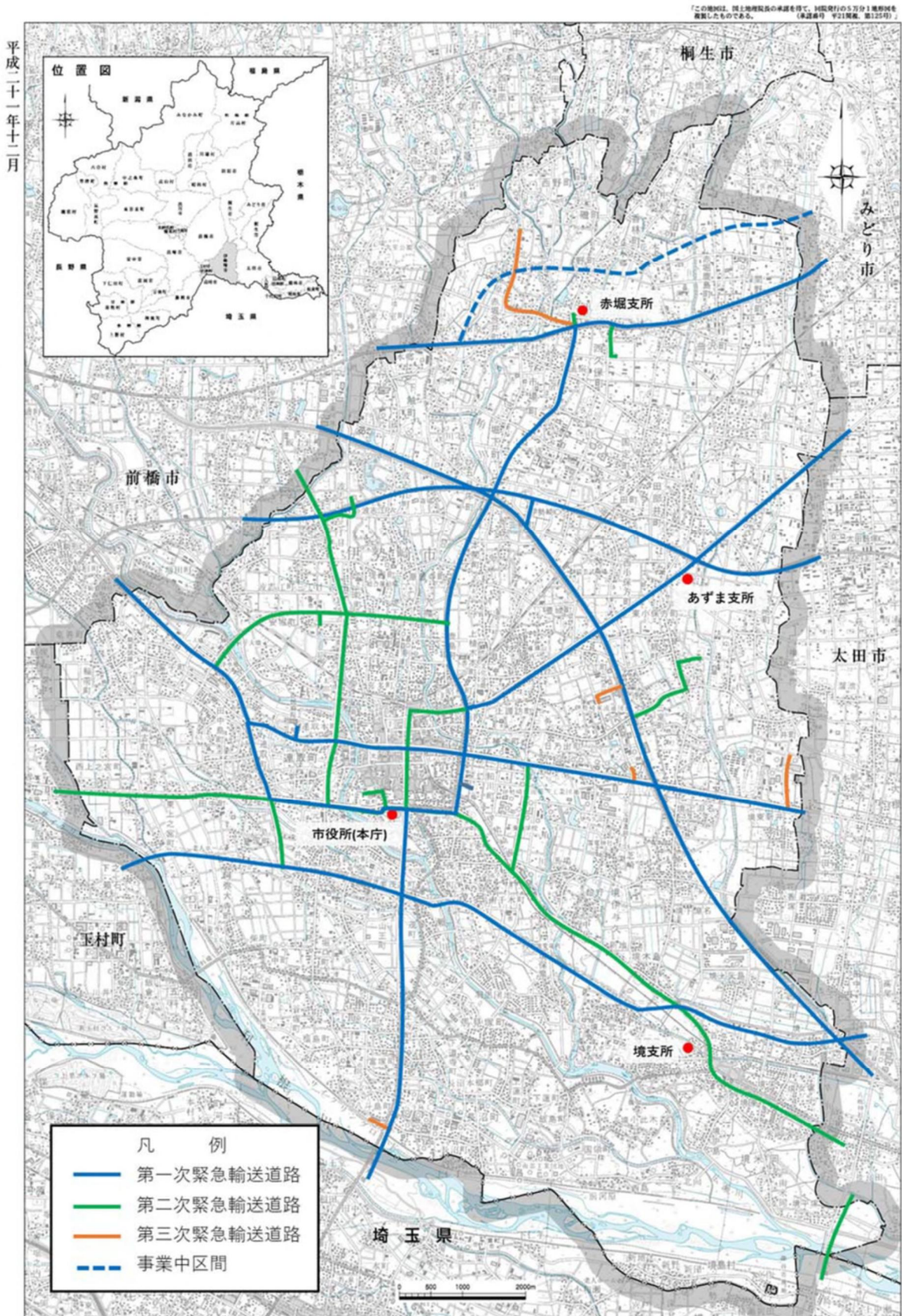
施策	指標の名称	現状値	目標値	担当課
1-1	住宅の耐震化率 (第3期伊勢崎市耐震改修促進計画の時点)	88.3% (R2)	95.0% (R7)	建築指導課
1-1	多数の者が利用する建築物の耐震化率	93.0% (R2)	95.0% (R7)	建築指導課
1-1	スポーツ施設の耐震化率	80.0% (R2)	90.0% (R8)	スポーツ 振興課
1-1	空き家除却件数	65件 (R2)	190件 (R8)	住宅課
1-1	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 (第3期伊勢崎市耐震改修促進計画の時点)	90.9% (R2)	概ね解消 (R7)	建築指導課
1-1	土地区画整理事業の進捗率(西部地区、茂呂 第一地区、東部第二地区の合計)	74.4% (R2)	81.6% (R8)	区画整理課
1-1	中心市街地整備事業の進捗率 (伊勢崎駅周辺第一地区と第二地区の合計)	60.8% (R2)	75.1% (R8)	市街地整備課
1-1	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整 備型)の進捗率	55.9% (R2)	72.3% (R8)	都市開発課
1-1	市民1人当たりの公園面積	9.42㎡ (H30)	9.79㎡ (R6)	公園緑地課
1-1	公園施設長寿命化計画に位置づけられている 公園の数	1公園 (R2)	7公園 (R11)	公園緑地課
1-1	都市計画道路の供用率	62.9% (R2)	63.7% (R8)	土木課 都市計画課
1-1	橋長15m以上の橋梁112橋の改修率	22.3% (R2)	30.4% (R8)	土木課
1-1	避難所の耐震化率	94.8% (R2)	100% (R7)	安心安全課
1-1	指定避難所等の箇所数	100箇所 (R2)	100箇所 (R8)	安心安全課
1-1	福祉避難所の箇所数	7箇所 (R2)	7箇所 (R8)	安心安全課
1-1	広報活動の実施回数(住宅用火災警報器)	40回 (R2)	90回 (R8)	予防課
1-1	DIG、HUG、出前講座等の開催回数	12回 (R2)	12回 (R8)	安心安全課
1-1	ぐんま地域防災アドバイザーの登録者数	61人 (R2)	79人 (R8)	安心安全課
1-1	消防団員の自主防災組織訓練の参加回数	1回 (R2)	25回 (R8)	消防本部 総務課
1-2	下水道区域における雨水施設整備 (事業計画ベース)	43.0% (R2)	43.1% (R8)	下水道整備課
1-2	新たに指定する地域地区などの延べ面積	202.3ha (R2)	3,325.0ha (R8)	都市計画課
1-2	いせさき情報メール登録者数	16,226件 (R2)	19,000件 (R8)	安心安全課
1-3	市ホームページ訪問者数 ※R2はコロナの影響で一時的に急増	6,712,713人 (R2)	6,888,000人 (R8)	広報課
1-4	管理諸室の空調機を更新した学校数	11校 (R2)	28校 (R6)	教育施設課

施策	指標の名称	現状値	目標値	担当課
1-5	災害時外国人支援ボランティアへの研修等の実施	継続 (R2)	継続 (R8)	国際課
2-1	災害時協力協定締結数	71件 (R2)	90件 (R8)	安心安全課
2-1	基幹・重要管路の耐震化率 (現在の計画時点)	24.1% (R2)	32.6% (R4)	上水道整備課
2-1	配水池の耐震化率 (現在の計画時点)	71.21% (R2)	72.95% (R5)	浄水課
2-2	消防用車両の更新数	1台 (R2)	15台 (R8)	警防課
2-2	耐震性貯水槽設置数	2基 (R2)	7基 (R8)	警防課
2-2	消防団PR活動実施回数	2回 (R2)	25回 (R8)	消防本部 総務課
2-3	休日夜間急患センターの開設日数	365日 (R2)	365日 (R8)	健康づくり課
2-3	救急自動車両の更新数	1台 (R2)	5台 (R8)	救急課
2-3	市民病院の職員のうち、DMATの資格を有する職員数	24人 (R2)	27人 (R8)	経営企画部 総務課
2-4	避難所における感染症対策備品の備蓄	継続 (R2)	継続 (R8)	安心安全課
2-4	汚水管渠整備 (事業計画ベース)	68.3% (R2)	68.0% (R8)	下水道整備課
2-4	伊勢崎市公共下水道事業業務継続計画(BCP)の策定	策定済み (R2)	適時更新 (R8)	下水道施設課 下水道整備課
3-1	基盤管理事業者との連携体制	継続 (R2)	継続 (R7)	情報政策課
4-1	企業の事業継続計画(BCP)策定の促進	継続 (R2)	継続 (R8)	商工労働課
4-2	取水堰の整備補修工事	0箇所 (R2)	3箇所 (R7)	農村整備課
4-2	ほ場整備面積	3,923ha (R2)	3,949ha (R8)	農村整備課
5-3	汚水処理人口普及率	68.14% (R2)	82.20% (R6)	下水道整備課
5-4	コミュニティバス利用者数	201,047人 (R2)	350,000人 (R8)	交通政策課
6-1	ブロック塀の危険性の周知	継続 (R2)	継続 (R8)	建築指導課
6-2	防災重点ため池の劣化状況評価	0箇所 (R2)	7箇所 (R6)	農村整備課
6-3	特殊災害訓練の実施回数	3回 (R2)	継続 (R8)	警防課
6-5	観光入込客数 ※新型コロナ以前 331万人(R元年度)	109万人 (R2)	397万人 (R8)	文化観光課
6-5	小売業の事業所数	1,431店 (H28)	1,500店 (R8)	商工労働課
6-5	事業所数(従業者30人から299人までの事業所の合計)	187事業所 (H29)	193事業所 (R8)	商工労働課

施策	指標の名称	現状値	目標値	担当課
7-1	アスベスト飛散防止周知・啓発	継続 (R 2)	継続 (R 8)	建築指導課
7-2	移住相談会等の参加者数	228人 (R 2)	275人 (R 8)	企画調整課
7-3	防災訓練を実施した行政区数	6行政区 (R 2)	47行政区 (R 8)	安心安全課
7-3	文化財の指定登録数	147件 (R 2)	159件 (R 8)	文化財保護課
7-3	地籍調査の進捗率	21.94km ² (R 2)	24.36km ² (R 8)	農村整備課

緊急輸送道路（災害時に通行を確保すべき道路）

■ネットワーク図



■緊急輸送道路一覧表

区分	路線名	道路種別	道路管理	備考
第1次	北関東自動車道	高速自動車国道	東日本高速	耐震診断義務付け道路
	一般国道 17 号	一般国道	国土交通省	
	一般国道 50 号	一般国道	国土交通省	
	一般国道 354 号	一般国道	県	
第1次	一般国道 462 号	一般国道	県	耐震化努力義務道路
	伊勢崎本庄線	主要地方道	県	
	高崎伊勢崎線	主要地方道	県	
	桐生伊勢崎線	主要地方道	県	
	伊勢崎大間々線	主要地方道	県	
	市道（伊）102 号線	市町村道	市	
	市道（伊）211 号線	市町村道	市	
	市道（伊）4-650 号線	市町村道	市	
第2次	前橋館林線	主要地方道	県	
	伊勢崎深谷線	主要地方道	県	
	高崎伊勢崎線	主要地方道	県	
	足利伊勢崎線	主要地方道	県	
	桐生伊勢崎線	主要地方道	県	
	伊勢崎大間々線	主要地方道	県	
	伊勢崎大胡線	主要地方道	県	
	綿貫篠塚線	一般県道	県	
	境木島大間々線	一般県道	県	
	香林羽黒線	一般県道	県	
	大原境三ツ木線	一般県道	県	
	市道（伊）102 号線	市町村道	市	

区分	路線名	道路種別	道路管理	備考
第2次	市道（伊）103号線	市町村道	市	耐震化努力義務道路
	市道（伊）218号線	市町村道	市	
	市道（伊）1-504号線	市町村道	市	
	市道（伊）4-15号線	市町村道	市	
	市道（伊）4-540号線	市町村道	市	
	市道（伊）4-549号線	市町村道	市	
	市道（赤）112号線	市町村道	市	
	市道（赤）4-127号線	市町村道	市	
	市道（境）109号線	市町村道	市	
	市道（東）4-154号線	市町村道	市	
第3次	三夜沢国定停車場線	一般県道	県	耐震化努力義務道路
	市道（伊）8-181号線	市町村道	市	
	市道（伊）8-194号線	市町村道	市	
	市道（境）101号線	市町村道	市	
	市道（境）104号線	市町村道	市	
	市道（東）3-110号線	市町村道	市	
	市道（東）3-151号線	市町村道	市	

用語解説

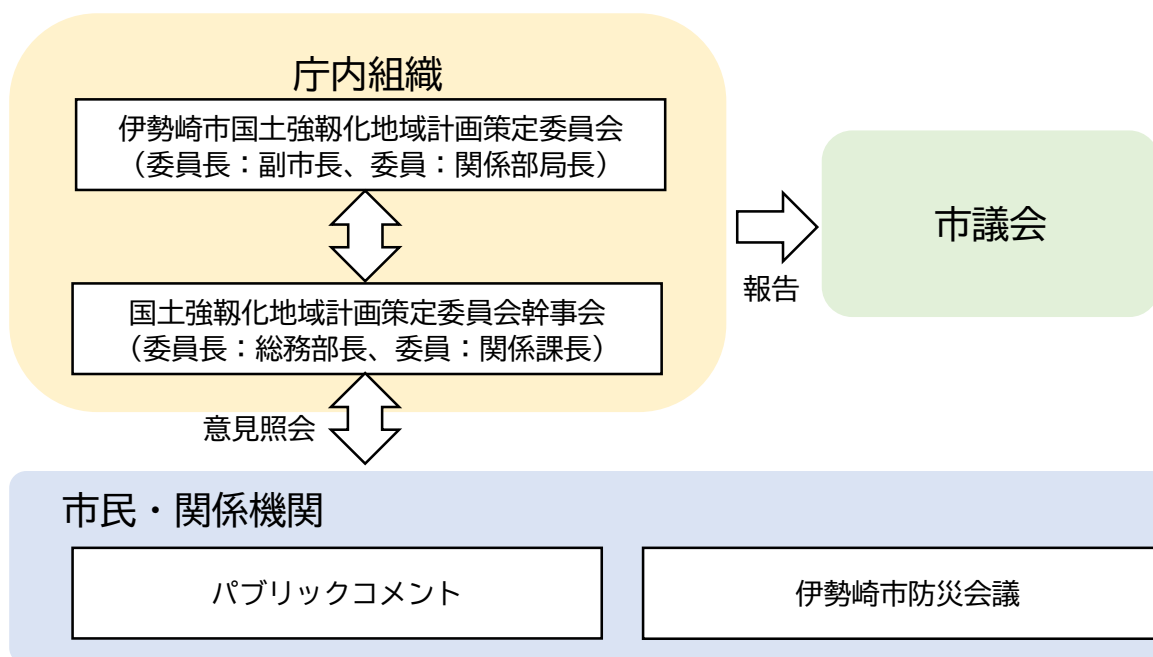
No	用語	説明
あ行		
1	いせさき情報メール	伊勢崎市からの防災情報や防犯情報等を登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス一斉にメッセージを送信するシステム。登録時に受信したい内容を選択することが可能で、地震情報、注意報・警報、竜巻注意情報、指定河川洪水予報、記録的短時間大雨情報、府県気象情報は、24時間自動配信される。
か行		
2	開発許可制度	都市計画法における開発行為（土地の区画形質の変更）に対する許可制度。
3	合併処理浄化槽	トイレ、浴槽、台所など、全ての生活排水の処理を行い排水するための設備。
4	幹線道路	周辺都市との間を結ぶ道路や都市内の道路網の「幹」となる道路をいい、大量の交通を処理するため、一般に道路の幅員が広く、車線数が2以上で歩道を有する。
5	基盤管理事業者	窓口業務や行政事務の遂行に必要となる市の情報システムやネットワーク等に関して、契約に基づき維持管理や保守等を行う事業者。
6	緊急輸送道路	大規模災害時の道路の寸断に備え、緊急輸送を確保するため、主要な防災拠点や輸送拠点を結ぶ道路。県が地域防災計画に定めるほか、市が指定する道路がある。
7	緊急輸送道路沿線建築物	耐震診断義務付け道路の沿道建築物で、次の①及び②を満たすもの ①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物 ②前面道路に対し一定の高さを超える建築物
8	ぐんま地域防災アドバイザー	群馬県が防災士の資格取得を支援し、市町村と協働して地域の自主防災組織のリーダーをサポートする人材を確保・育成する県独自の制度。
さ行		
9	災害医療コーディネーター	災害時に、都道府県又は保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行うことを目的として、都道府県により任命された者。
10	災害拠点病院	大規模自然災害時など通常の医療供給体制では医療の確保困難になった場合に、傷病者を受け入れるとともに、都道府県知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院をいう。
11	災害廃棄物処理計画	将来発生が予測される大規模自然災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・県・市・民間業者などの役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を目的としている。
12	サプライチェーン	製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。
13	市街化区域	市街化を促す区域のことで、都市計画区域の中で既に市街地を形成している一団の区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域には、土地利用を適切に誘導するために用途地域を指定することになっている。
14	市街化調整区域	自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制する区域。原則として用途地域を定めず、開発行為等は許可を受けなければ行うことができない区域である。
15	自主防災組織	大規模災害発生に備えて、地域の初期消火活動、救護活動、安否確認、避難場所への安全な移動など、地域の防災を担う組織で、行政区を主体に結成された組織。

No	用語	説明
16	持続可能な開発目標 (SDGs)	「Sustainable Development Goals」の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。「貧困をなくそう」「気候変動に具体的な対策を」などの17項目と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。
17	指定緊急避難場所	身の安全を守るため、緊急的に避難する場所。
18	指定避難所	被災者が一定期間滞在することができる施設。
19	重要水防箇所	洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所のことで、その箇所の堤防の状態などにより「越水(溢水)」「堤体漏水」「基礎地盤漏水」などのいくつかの種別に分類される。 さらにその種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度と要注意区間に区分される。
20	自立分散型エネルギー	地域において、コージェネレーション(熱電併給システムのこと。まず発電装置を使って電気を作り、次に発電時に排出される熱を回収して給湯や暖房などに利用するシステム)、エネファーム(家庭用燃料電池)、再生可能エネルギー等を最大限活用し、比較的小規模な発電設備を分散配置し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステムのこと。
21	生活道路	地区に住む人が地域内の移動あるいは地区から幹線道路(主に国道や県道などで通過交通を担う道路)に出るまでに利用する道路。
22	脆弱性	一般的には「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために解決が必要である現状での問題点や課題を指す。
た行		
23	大規模盛土造成地	盛土造成地のうち次のいずれかの要件を満たすもの。 ①谷埋め型大規模盛土造成地 谷や沢を埋めて造成された土地。盛土の面積が3,000㎡以上。 ②腹付け型大規模盛土造成地 傾斜面に沿って盛土造成された土地。盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上。
24	地区計画	それぞれの地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる地区レベルの計画。
25	地籍調査	土地の一筆ごとの所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置、面積を測量する調査を行い、正確な地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成する調査。
26	道路啓開	緊急車両等の通行のため、早期に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確保する道路啓開が必要である。
27	都市公園	都市計画で定める公園・緑地で都道府県や市町村が設置するもので、都市計画区域内において設置する公園・緑地をいう。また、国が、国家的な記念事業として、また固有の優れた文化的資産の保存や活用のために設置する都市計画施設である公園・緑地をいう。
28	土地区画整理事業	美しい市街地を造ることを目的に、道路の拡幅や水路・公園の設置など公共施設の整備改善と土地の形を整えることによって、住みやすい街に造りかえる事業。
な行		
29	内水	水防法第2条第1項に規定される雨水出水を指し、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水。

No	用語	説明
30	二次救急医療機関	入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療機関。
31	二次災害	ある災害が起こった後に、それがもとになって起こる別の災害。具体的には、大規模な地震後の火災、豪雨後の土砂崩れ、危険物施設の浸水による有害物質の流出などがある。
32	農業集落排水	農村部を対象として、農業用水の水質保全や農村における生活環境の改善などを目的として、家庭からの生活雑排水とトイレのし尿などの汚水等を一括して処理する下水処理施設。
33	農地中間管理機構	地域に分散した農地の利用を整理し、農業経営の効率化を進めるため、「信頼できる農地の中間的受け皿」として整備された組織のこと。機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮し、担い手に貸し付けを行う。
は行		
34	バイスタンダー	救急車の到着までの間に発見者など救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のこと。バイスタンダーによる心肺蘇生法等の応急手当の有無が救命率を大きく左右する。
35	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
36	非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や窓・ガラス、照明器具、外壁（外装材）など、構造体と区分された部材のこと。非構造部材の被害は、構造体に被害が及ばない場合でも生じる可能性がある。
37	被災建築物応急危険度判定士	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性の判定を行うため、人命にかかわる二次災害の防止を目的に、群馬県が民間の建築士を対象に講習を実施することにより、育成、登録を行っている。
38	被災宅地危険度判定士	地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を目的に、「群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づき、知事が被災宅地危険度判定士として登録した者。
39	避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
40	避難行動要支援者 避難支援プラン個別避難計画	本市における災害時要支援者の避難支援対策の基本的な考え方や進め方を定めた避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づいて、避難行動要支援者名簿に掲載された要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画。
41	福祉避難所	一般的な避難所での生活が難しい高齢者や障害者など特別な配慮を要する人を受け入れるための避難所。
42	防災行政無線	地震や風水害、大規模災害などの防災に関する情報を市民に屋外拡声器（スピーカー）から無線放送で放送し、いち早く伝達するシステム。
ま行		
43	密集住宅市街地整備促進事業	老朽木造建築物の除却による密集市街地の解消及び建替え・不燃化の促進、並びに避難路や避難地の整備などにより、防災性の向上と旧住環境の改善を図る事業のこと。
44	無電柱化	電線を地下に埋設すること、その他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されているものに限る）の道路上における設置を抑制し、道路上の電柱又は電線を撤去すること。

No	用語	説明
45	用途地域	土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域の総称で、第一種低層住居専用地域など 13 種類が定められている。なお、用途地域内では、主に建築基準法の規定により、建築できる建物の用途や、建物の大きさなどが制限される。
46	要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。
47	予防保全	既存インフラを効率的かつ適切に維持・更新していくために、早期発見・補修により、施設全体の長寿命化を図ること。
ら行		
48	ライフライン	電気・水道・ガス・通信・輸送などの都市生活を支えるシステムの総称。
49	リスクコミュニケーション	社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、市民など関係者の間で相互に交換し、それによって、リスクに関する相互理解や、信頼関係を構築すること。
50	リスクシナリオ	基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。
アルファベット		
51	BCP	「Business Continuity Plan」の略称。「事業継続計画」もしくは「業務継続計画」を意味する。民間企業では、企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損失を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを計画に定める。一方、行政では、大規模災害時においても必要な住民サービスを継続できるように、行政自らも被災する事を前提として、優先的に実施すべき業務を特定し、継続に必要な資源の確保等を計画に定める。
52	D I G	「Disaster Imagination Game」の略称。身近な文房具を使い、地図や見取り図に参加者自身が書き込みをすることで、自分の地域や住まい・職場に潜む災害の危険性を「見える化」し、それを避けるための予防策を参加者同士で考える災害図上訓練のこと。
53	HUG	「hinanjyo unei game」の略称。避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして、静岡県が開発した図上訓練のこと。避難者の年齢、性別、国籍などそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験する避難所運営ゲームのこと。
54	K P I	「Key Performance indicator」の略。個人や組織、チームが設定した最終的な目標の進捗状況を測定・評価するために設定する重要業績指標のこと。
55	Lアラート	災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤のこと。
56	S N S	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

計画の策定体制



■策定委員（令和3年6月2日時点）

No.	部署・役職	氏名	備考
1	副市長	下城 賢治	委員長
2	総務部長	木暮 修	副委員長
3	企画部長	細井 篤	
4	財政部長	新井 隆章	
5	市民部長	田部井 道之	
6	環境部長	浅見 涉	
7	健康推進部長	勅使川原 覚	
8	福祉子ども部長	渡邊 浩之	
9	長寿社会部長	岡田 勝彦	
10	産業経済部長	栗田 浩	
11	農政部長	戸田 康一	
12	建設部長	小暮 景一	
13	都市計画部長	久保田 佳秀	
14	公営事業部長	村井 通浩	
15	上下水道局長	尾島 克敏	
16	消防本部消防長	鈴木 義人	
17	伊勢崎市民病院副院長 (兼) 経営企画部長	大和 克弘	
18	教育部長	小島 通悦	
19	赤堀支所長	木暮 知由	
20	あずま支所長	北島 良一	
21	境支所長	今井 紀行	

伊勢崎市国土強靱化地域計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき、本市の国土強靱化に関する施策を推進するための基本的な計画として、伊勢崎市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）

の策定に関し、その計画原案の検討及び原案策定のため、伊勢崎市国土強靱化地域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画原案の策定及び調整に関すること。
- (2) その他計画原案の策定に関し必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の計画原案の策定に係る調査検討が終了したときは、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長に副市長、副委員長に総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置き、第2条第1項に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、その結果を委員会に報告する。

- 2 幹事会は、総務部長、総務部副部長及び関係課長をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長各 1 人を置き、幹事長に総務部長、副幹事長に総務部副部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長及び幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面による協議)

第 7 条 委員長及び幹事長は、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 4 項の規定にかかわらず、会議及び幹事会（以下「会議等」という。）を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により会議等を開催することができないと認めたときは、会議等を省略し、書面による協議に付することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会及び幹事会の庶務は、総務部安心安全課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長
総務部長
企画部長
財政部長
市民部長
環境部長
健康推進部長
福祉こども部長
長寿社会部長
産業経済部長
農政部長
建設部長
都市計画部長
公営事業部長
上下水道局長
消防長
経営企画部長
教育部長
赤堀支所長
あずま支所長
境支所長

計画の策定経過

年	月	策定委員会	幹事会
R 3	5	策定方針(案)の協議・調整	
	6	【策1回策定委員会 (6月2日)】 ・国土強靱化地域計画の概要について ・「計画の策定体制」及び「策定スケジュール(案)」について ・「計画の策定方針」及び「リスクシナリオの設定」(案)について	【幹事会(第1回)(書面)(7月1日～7月16日)】 ・計画骨子案の策定に向けた素案、施策及びKPI(重要業績指標)の検討
	7	・脆弱性分析・評価について ・幹事会の書面協議について	
	8	【第2回策定委員会 (書面・8月19日～9月3日)】 ・リスクシナリオの修正案について ・施策の重点化について ・計画骨子案について ・アクションプランの策定について	【幹事会(第2回)(書面)(9月17日～9月30日)】 ・計画素案の確認及び精査 ・アクションプランの策定について
	9		
	10	【第3回策定委員会(10月13日)】 ・国土強靱化地域計画(案)について ・アクションプラン(案)について ・計画の進行管理について	
		【第4回策定委員会(書面・10月22日～10月29日)】 ・国土強靱化地域計画(案)の修正事項の確認について	
	11	パブリックコメント手続き・防災会議委員への報告 (11月18日(木)～12月17日(金))	
	12		【幹事会(第3回)(書面)(12月27日～1月14日)】 ・アクションプラン(案)の確認及び精査
	R 4	1	
	2	【第5回策定委員会(2月3日)】 ・計画(案)及びアクションプラン(案)の決定	
	以降	計画の策定(市長報告)	
		市議会への報告	
		公表	

伊勢崎市国土強靱化地域計画

令和4年3月

発行・編集：伊勢崎市 総務部 安心安全課
